

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (3月8日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
令和3年度村長所信表明	9
同意第1号の上程、説明	17
同意第2号の上程、説明	17
同意第3号の上程、説明	18
同意第4号の上程、説明	18
議案第5号の上程、説明	19
議案第6号の上程、説明	20
議案第7号の上程、説明	20
議案第8号の上程、説明	21
議案第9号の上程、説明	22
議案第10号の上程、説明	23
議案第11号の上程、説明	24
議案第12号の上程、説明	24
議案第13号の上程、説明	26
議案第14号の上程、説明	27
議案第15号の上程、説明	29
議案第16号の上程、説明	30
議案第17号の上程、説明	30
報告第1号の上程、報告	32
報告第2号の上程、報告	32
報告第3号の上程、報告	32

散会の宣告	33
第 2 号 (3月12日)	
開議、散会の日時	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	35
事務局出席者	35
議事日程	36
開議の宣告	37
一般質問	37
大 山 美佐子 議員	37
大 城 邦 彦 議員	39
大 城 佐 一 議員	43
仲井間 宗 利 議員	51
宮 城 良 治 議員	52
友 寄 景 善 議員	55
宮 城 貢 議員	61
安 里 重 和 議員	66
吉 浜 覚 議員	74
散会の宣告	80
第 3 号 (3月15日)	
開議、散会の日時	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	81
事務局出席者	81
議事日程	82
開議の宣告	83
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	83
同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	83
同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	85
議案第5号の質疑、委員会付託	85
議案第6号の質疑、委員会付託	85
議案第7号の質疑、委員会付託	86
議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	86

議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	88
議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	91
議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	91
議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	92
議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	92
議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	92
議案第18号の上程、説明、質疑、第5次総合計画審査特別委員会の設置、委員会付託	93
諸般の報告	95
散会の宣告	95

第4号(3月16日)

開議、散会の日時	97
出席議員	97
欠席議員	97
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	97
事務局出席者	97
議事日程	98
開議の宣告	99
議案第8号～議案第11号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	99
散会の宣告	101

第5号(3月22日)

開議、閉会の日時	103
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	103
事務局出席者	103
議事日程	104
開議の宣告	105
議案第5号～議案第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	105
議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	107
議案第12号～議案第17号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	109
議員派遣の件	113
閉会の宣告	115

令和3年第3回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和3年3月8日

会期15日間

閉会 令和3年3月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月8日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・令和3年度村長所信表明・議案提案説明・報告3件
3月9日	火	休 会		議案検討
3月10日	水	休 会		議案検討
3月11日	木	休 会		議案検討
3月12日	金	本会議	午前10時	一般質問
3月13日	土	休 会		
3月14日	日	休 会		
3月15日	月	本会議	午前10時	同意第1号～第4号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第5号～第7号質疑、総務常任委員会付託 議案第8号～第17号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第18号提案説明、質疑、第5次総合計画審査特別委員会付託（予定）
3月16日	火	委員会	午前10時	議案第8号～第11号予算審査特別委員会（補正予算） （説明～採決）
		本会議	午後2時	議案第8号～第11号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決（補正予算）
3月17日	水	委員会	午前10時	議案第18号第5次総合計画審査特別委員会（予定） （説明～採決）
		委員会	午後2時30分	議案第5号～第7号総務常任委員会（説明～採決）
3月18日	木	委員会	午前10時	議案第12号～第17号予算審査特別委員会（新年度予算） （説明～検討）
		委員会	午後2時	議会基本条例調査特別委員会（検討）
3月19日	金	委員会	午後1時30分	議案第12号～第17号予算審査特別委員会（新年度予算） （検討～採決） 終了後現場調査 （小学校卒業式）
3月20日	土	休 会		
3月21日	日	休 会		

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月22日	月	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 第5次総合計画審査特別委員会委員長報告、討論、表決（予定） 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議員派遣の件（閉会）

会期日数 15日間 本会議日数 5日間 委員会日数 4日間 休会日数 7日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	令和3年2月2日	中国の脅威から台湾・先島の防衛を求める意見書を決議することを求める陳情書	幸福実現党沖縄県本部 北部後援会 代表 天久 光雄	議員配布
2	令和3年2月2日	後期高齢者医療制度窓口負担2割化の中止を求める意見書提出に関する陳情書	沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	議員配布
3	令和3年2月15日	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	沖縄県医療福祉労働組合連合会 執行委員長 穴井輝明	議員配布
4	令和3年2月24日	国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情	沖縄県商工団体連合会 会長 村濱 興達	議員配布

令和3年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和3年3月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和3年3月8日 午前10時00分)

散 会 (令和3年3月8日 午後0時00分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊

教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮

監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮

選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		令和3年度村長所信表明	
6	同第1号 意号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
7	同第2号 意号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
8	同第3号 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
9	同第4号 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
10	議第5号 案号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議第6号 案号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	提案説明
12	議第7号 案号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	提案説明
13	議第8号 案号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	提案説明
14	議第9号 案号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	提案説明
15	議第10号 案号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
16	議第11号 案号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明
17	議第12号 案号	令和3年度大宜味村一般会計予算	提案説明
18	議第13号 案号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
19	議第14号 案号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第15号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
21	議案 第16号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明
22	議案 第17号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算	提案説明
23	報告 第1号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	報告
24	報告 第2号	専決処分の報告について	報告
25	報告 第3号	大宜味村第二次観光振興基本計画の策定について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和3年第3回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 大山美佐子議員及び6番 大城邦彦議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から3月22日までの15日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
令和3年3月定例会を招集したところ、全議員の出席の下、開会できますことに対し感謝申し上げます。それでは、12月以降の行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本村においては行事や事業の中止や規模の縮小を行っています。また、本村では感染者が12月18日まで9名発生し、現在全員が回復し、以後は感染者がいません。その後も感染者を出さないための対策を行ってまいりました。

それから、コロナウイルスによる経済的影響を支援するため、国の補正予算を活用し、村民や事業所に対する支援を行っています。

12月4日には、南島酒販を訪問し、海外への販路拡大の要請を行いました。

21日には、交通死亡事故撲滅祈願をするとともに年末年始の交通安全出発式を行う。

令和3年1月4日は、年始祈願、村内公共施設の安全祈願を行いました。午後は成人式を行いました。

8日には、行政事務組合消防本部で出初式を行いました。

20日には総合事務局長の来訪があり、本村の課題について要請をすることができました。

また、2月3日、総合事務局運輸部長の来訪があり、課題や懸案事項について要請をいたしております。

2月22日に、やんばるの森ビジターセンター、道の駅おおぎみの1周年記念式典を行いました。

3月6日には、中学校の卒業式があり、20名の卒業生が元気よく旅立ちをしました。

その他につきましてはスケジュール表を御参照願います。なお、発注しました公共工事の入札結果表を配布しているので御参照願います。以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎令和3年度村長所信表明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 令和3年度村長所信表明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） では、令和3年度施政方針を申し上げます。

はじめに

令和3年3月定例会の開会にあたり、村政運営に関する私の所信の一端、令和3年度予算の概要及び主要施策についてご説明申し上げ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和2年度は、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、村民生活にも大きな影響を及ぼし、いつ、だれもが感染のリスクを負っている状況下において、村民の皆様の日々の感染予防対策で、深刻な状況に至らなかったことは何よりであり、感染リスクに直面しながらも最前線で奮闘されている医療現場の皆様、そして日常生活を支えて尽力くださっているすべての皆様に対し、深く感謝申し上げます。村民の安心できる生活を取り戻すため、引き続き、国・県との連携を強め、適宜、適切な対応に取り組んでまいります。

令和3年度からは、「大宜味村第5次総合計画」が、後期の基本計画として進むこととなります。また、「大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、第2期として目標を設定し、教育・歴史文化の輝く健康長寿村の実現を目指し、多岐分野の施策に誠心誠意、取り組んでまいります。

5年後の目標人口を3千2百人に設定しておりますが、平成27年度の国勢調査人口3千60人から令和2年10月の国勢調査速報値で3千1百人ほどの数値で、人口がわずかながら増加に転じている状況を確認しており、諸施策の成果が表れたものだ実感はしているものの、目標達成には及んでいない現状でございます。その目標を達成するための取り組みとして、全集落を対象とする空き家空き地の課題、交

通弱者等への課題を解決するための検討を進め、住環境の整備推進に取り組んでまいります。

次に、民間活力による産業の振興を積極的に促進してまいります。令和2年度はコロナ禍で控えた企業誘致施策でありましたが、旧喜如嘉小学校跡地活用事業者の公募、長寿と癒しの森計画地への活用事業者の公募など、その他の公有財産についても、民間事業者等が参入した事業展開による村民所得の向上に繋がる仕組みづくりを、推進してまいります。

コロナ禍において、常に意識をしなければならない施策として、村民の健康を守る取り組みと医療、福祉、子育て環境の充実及び安心できる村民生活に取り組むことが求められるもので、先ず取り組むこととしてコロナウイルスワクチン接種に対応してまいります。また、子どもたちの教育現場への対応は、このコロナ禍においてICTを活用した授業の仕組みづくりが必須となると予想されており、子どもたちの学習活動を充足できるようハード、ソフト面の整備推進に対応してまいります。

世界自然遺産への登録を今年こそはと、期待を大きく寄せているところですが、世界自然遺産登録ともなりますと、観光振興の面からも世界からの注目度が高まります。令和元年度から取り組んでおりました「大宜味村第二次観光振興基本計画」が令和3年2月に策定され、本村の特徴である健康長寿のブランドが持続可能なものとなり、観光振興の取り組みから総合産業に繋がり、豊かな村を目指すとともに、世界的な動向に協調し、SDGs、持続可能な社会づくりとそれを達成するための目標を意識しつつ、現実に即した手法による取り組みを、国や県との連携により取り組んでまいります。

今年度は、新庁舎建設に伴う仮庁舎への移転を5月に予定しております。村民の皆様には大変不便をおかけすることになりますが、より一層の住民サービスに職員一同邁進してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和3年度は、総合計画及び総合戦略の見直しと、ウィズコロナ、アフターコロナという言葉からも、今後の大宜味村を見据えた村政運営への新たな出発の年となります。

大宜味村のさらなる飛躍と村民福祉の向上に向け、「大宜味らしさ」を追求した村政運営に全力で取り組んでまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 予算の概要について

令和3年度予算編成に当たりましては、「大宜味村第5次総合計画」の将来像を目指し、人口減少や高齢化の進展、公共施設等の老朽化への対策などの継続的な課題や新型コロナウイルス感染症による影響、大規模自然災害等に対応するため、「過疎地域自立促進計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策を念頭に予算編成を行ったところであります。その結果、令和3年度の予算規模は、一般会計予算が総額約42億6千6百万円となり、前年度予算額と比較しますと約6億4千1百万円、17.7%の増となっております。

また、特別会計予算総額は約6億5千9百万円、前年度予算額と比較しますと、約1億4千3百万円、17.8%の減となっております。その内訳につきましては、国民健康保険特別会計予算総額は約4億6千万円で対前年度比4.0%減、簡易水道事業特別会計予算総額は約1億1千9百万円で対前年度比52.6%減、公共下水道事業特別会計予算総額は約4千2百万円で対前年度比10.5%増、後期高齢者医療特別会計予算総額は約3千8百万円で11.8%増となっております。

2 行財政の健全化について

(1) 職員の資質の向上

全国市町村アカデミーや自治研修所等への派遣、さらに職場での自主研修は新たな知識を習得する重

要な研修であることから積極的、計画的に取り組んでまいります。

(2) 健康管理

業務が多様化・高度化する中、精神面での疾病予防として、定期的にストレスチェックを実施するとともに、カウンセリングなど、支援体制構築に取り組んでまいります。

(3) 行政改革の推進

令和2年12月に策定された「第6次大宜味村行政改革大綱」の基本方針に沿って、複雑多様化する村民ニーズに的確に対応しながら、「村民から親しまれる村役場の実現」に向け行政改革を推進してまいります。

(4) 財政運営

村の歳入面では、村税である国有所在市町村交付金が、減価償却により減収するほか、新型コロナウイルス感染症の影響による減収も懸念されるなか、依然として依存財源である地方交付税や国・県支出金に頼らざるを得ない厳しい状況であります。自主財源の確保として、村税の適正かつ公平な課税に努めるとともに、徴収率の向上に取り組みます。

村づくり応援寄付については、村の魅力など情報発信をしつつ、大宜味村の応援団の輪の拡大に向け、引き続き推進してまいります。

歳出面では、新庁舎整備事業により普通建設事業費が大きく増加するほか、会計年度任用職員期末手当の支給割合の増、過疎債等の公債費の増など、義務的経費の増加が見込まれることから、より一層経常経費の抑制を図り、基金の計画的な運用を行い将来世代に過度な負担を残さないよう、中長期的な視点にも十分留意した財政運営に取り組んでまいります。

(5) 公共施設等総合管理計画

公共施設等の現状や課題を調査・分析し、本村が所有するすべての資産に係る基本方針を定めた「大宜味村公共施設等総合管理計画」に基づき、未利用の土地建物については賃貸や売却の検討に取り組んでまいります。

3 豊かな自然が生み出す活力ある村づくり ～産業の振興～

(1) 農業の振興

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの課題を抱えており、新規就農者が安心して農業経営ができるように意欲ある担い手の育成・確保のため新規就農を促進してまいります。

担い手の育成につきましては、新規就農者に対し農業次世代人材投資事業を活用し、就農の定着化や新規就農一貫支援事業を活用し、施設・機械整備等の支援を推進してまいります。

また、「人・農地プラン」の取り組みの中で、地域ごとの農地の利用について検討し、農業委員会と連携して農地中間管理事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

シークワサーにつきましては、高単価が見込める青切り・フルーツ用果実の生産を増やす意欲ある農家の支援を行うため、栽培技術の普及と販売促進を推進するとともに、全県的な課題となっている立ち枯れ症状の原因追及や対策を県や関係機関と連携し取り組んでまいります。

カラキにつきましては、栽培技術の向上、商品開発及びブランドの構築を行い、産業化に向けた取り組みを進めてまいります。

営農活動で流出する赤土対策につきましては、赤土等流出防止営農対策促進事業等を活用し、自分の農地の大切な土壌を流出させない農業技術の普及に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、イノシシ柵設置やカラスの一斉駆除、捕獲活動を引き続き行い、農作物への被害防止に努めてまいります。

農道等の基盤施設につきましては、今年度江洲地域における未整備部分の整備を予定しており、その他押川地区農道整備事業、大工又地区畑地かんがい施設整備事業等の事業採択に向けた計画づくりに取り組んでまいります。

また、地域住民や土地所有者の意見を集約し、関係機関と調整しながら「農業振興地域整備計画」の変更に取り組んでまいります。

(2) 林業の振興

県の計画であります「やんばる型森林業推進事業計画」や「大宜味村森林整備計画」及び「長寿と癒しの森整備計画」に基づき、やんばる国立公園地域として自然に配慮した森林業に取り組んでまいります。

(3) 畜産の振興

豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ等への防疫体制の強化のために、畜産農家への飼養衛生管理の支援を行い、危機管理体制を確立と経営の安定向上に取り組んでまいります。

また、県と連携し、悪臭や家畜排泄物の適正処理の指導や新技術の提案等で、周辺環境の改善に努めてまいります。

(4) 水産業の振興

漁港及び漁港海岸施設につきましては、水産物供給基盤機能保全事業による計画に基づき、物揚場エプロン打換等の実施及び漁港機能増進事業により、老朽化した付属施設等を整備し、漁港機能の適正な維持管理に努めてまいります。

養殖漁業につきましては、ウニやカキなど新たな養殖技術の普及を推進するとともに、スジアラ等の養殖事業の促進に取組み村の新たな特産として活用できるよう推進してまいります。

(5) 商工業・観光の振興

地域内の商業が維持され発展していくように、商工会組織、本村の基幹産業の第一次産業と製造加工業の連携も強化し、加工特産品開発を促進しつつ、観光振興との連動を図りながら、経営の安定化と新たな市場開拓に努めてまいります。

また、村内には工房を構える工芸家が多く村の特産品とのコラボレーションを図るなど市場拡大に取り組んでまいります。

国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、その価値を再認識し、村内外に広くPR活動を展開するとともに、地場産業として成り立つ仕組みづくりと伝統工芸を継承できる人材の育成を関係機関と連携し取り組んでまいります。

観光振興施策の取組を充実させるべく、「大宜味村第二次観光振興基本計画」を基に指導を行うとともに、諸施策の連携強化に努め、世界自然遺産登録に向けた推進地域として、日本国内のみならず外国人観光客に対する受入れ体制を強化するための支援の方策について、諸制度を活用しながら取り組んでまいります。

本村の観光振興の成果と村民がその効果を実感できるようにするため、農林畜水産業や観光産業等の連携を図り、経済循環の仕組みづくりに取り組んでまいります。

今年度も県内外へ積極的なPR活動を展開するとともに、持続可能な観光地づくりとして、「エコ

ツーリズム推進全体構想」による取り組みも展開し、地域振興を強力に推進してまいります。

また、沖縄における観光振興の必須条件と目される海浜体験の環境整備、エコツーリズム推進を具体化するため塩屋湾周辺産業振興整備についての事前調査、やんばるの森ビジターセンターの前の海浜と背後地についての活用方策を検討し、早期実現に向けて取り組んでまいります。

4 健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり ～保健・福祉の充実～

(1) 健康福祉の村づくりの推進

村民の健康づくりについては、令和元年度に策定した「がんじゅうおおぎみ」に基づき、予防活動の充実を図り、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進し、健康長寿を取り戻す取り組みを行ってまいります。

住民健診については、特に働き盛り世代の健康状態の改善に重点を置き、長期未受診者対策や休日健診実施等により、特定健診の受診率向上に努め、健康寿命の延伸に向けて取り組んでまいります。また、糖尿病等の生活習慣病重症化による腎不全や心疾患、脳血管疾患を防ぐため、保健指導や肥満症予防教室を実施し、健康づくりを推進してまいります。

(2) 子育て環境の充実

子育て環境の充実については、不妊治療費等助成事業を継続し、子どもが欲しいと願い、治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、妊婦健診による母子の健康管理に努めてまいります。出産後の子育て期においては切れ目のない継続した支援が受けられるように、乳幼児健診等を実施し、母子ともに健やかに過ごせるよう支援体制の充実を図ってまいります。

また、在宅の子育て家庭などに対応した地域子育て支援センターについては、今年度中に事業がスタートできるよう準備を進め、親子が安心して気軽に集える居場所づくりに努めてまいります。

放課後子どもの居場所づくりにつきましても、引き続き支援を実施してまいります。

さらに、貧困問題に起因する、子ども達の様々な課題に対して迅速な対応がとれるよう支援員を配置し、関係機関との連携や情報共有を図りながら、対象児童や対象世帯への支援に取り組めます。

(3) 障害者（児）福祉の充実

障害者福祉については、令和2年度に策定した「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、個々の障がいや生活状況に応じて障害福祉サービスの適切な情報提供及び相談支援事業など切れ目なく実施し、障がいの有無によって分け隔てることなく、地域で安心して自立した生活環境を構築できるよう支援してまいります。

また、気になる子どもやその親への支援として、巡回専門員整備事業を継続し、こども園等の子どもや親が集まる施設へ、巡回支援を実施し、障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等、支援を行ってまいります。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者福祉については、令和2年度に策定した「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、今後も高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう生活支援と介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、地域での居場所づくりとして始めた「なかゆくい事業」についても、引き続き、住民が主体となって「地域で支え合う体制づくり」が展開できるよう、包括支援センター、社会福祉協議会と連携して支援してまいります。

さらに、高齢者の見守りとして、緊急時の通報システムの充実を図り、在宅での安全・安心な環境整備に努めてまいります。

認知症施策については、認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発活動についても、引き続き力を入れてまいります。

(5) 保健医療施策の充実

保健医療施策の充実につきましては、村立診療所との連携を図り、医療機器の更新を行い、村民が安心できる医療体制の充実を図ってまいります。

また、疾病の早期発見、早期治療を促すため、各種検診、健康相談、訪問指導を充実させるとともに、受診率向上に向け、広報活動等を積極的に行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症については、依然として収束の兆しが見えない状況にあります。そのため、予防対策として、村民の皆様への感染予防の啓発や情報発信など、県や関係機関と連携を図りながら、感染予防の取り組みを行ってまいります。今後、供給が予定されている新型コロナウイルスワクチンについては、4月以降の接種に向けた準備を進めており、接種体制の整備など関係機関と連携しながら迅速に取り組んでまいります。

(6) 国民健康保険の充実

国民健康保険事業の運営につきましては、沖縄県と連携して新制度の円滑な推進と国民健康保険の安定的な運営を目指して取り組みます。また、沖縄国保の財政状況の解決に向けては、引き続き沖縄の特殊事情に配慮した財政支援や制度設計の構築等を国へ要請し、県に対しても市町村国保への支援を要請してまいります。

5 歴史に学び人を育む文化の村づくり ～教育・文化の振興～

(1) 幼児教育の推進

昨年度、未就学児の幼児教育・保育を担ってきた3施設の機能を統合し、幼保連携型認定こども園「おおぎみこども園」が開園され、集団教育・保育の推進が可能となりました。就学前教育の充実を図るため、子どもと地域住民との交流や小学校との接続促進、特色ある教育・保育を実践し、地域子育て支援施設として中心的な役割を果たしてまいります。

(2) 学校教育の充実

新型コロナウイルス感染症が危惧される中、子どもたちの感染防止のため万全を期すとともに、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進め、社会の様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していける「生きる力」の基盤となる「確かな学力」を身につけさせ、豊かな心と健やかな体を兼ね備えた「知・徳・体」バランスのとれた子どもを育む教育を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、学力向上に取り組んでまいります。今年度はGIGAスクール構想により、一人一台端末や学校ICT支援員を活用したICT教育に取り組んでまいります。

また、小学校におきましては、昨年度から必修となった英語教育のために、引き続きALTを配置し強力に取り組んでまいります。

中学校におきましては、総合的な学習の時間を利用して、村の特産品の販売等を実践するキャリア教育の充実を図り、社会性を培う教育を引き続き推進してまいります。

経済的理由により就学困難と認められる場合には、必要な就学支援を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するための就学奨励の方策を推進してまいります。

学校給食におきましては、栄養バランスに配慮した安全で安心な学校給食の提供に努め、今年度も小・中すべての児童生徒に対して給食費の一部助成を行います。また、地産地消により地域との連携を深めるとともに、「生きる源は食することにある」を認識させていく食育の取り組みを推進してまいります。

(3) 生涯学習の推進

村民のあらゆる世代の学ぶ意欲に応えられるよう、学校・家庭・地域社会などの各分野の学習体制や機会を総合的に整備し充実を図ります。更に研修などを行い、将来自ら組織運営できるような人材育成に取り組んでまいります。

(4) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、これまで取り組んできた活動内容を充実させ村民の体力づくりや健康増進に向けた意識の高揚を図ると共に、村スポーツ推進委員や村体育協会との連携により、各種団体の育成・支援に努めてまいります。

また、一昨年から開催しているキャンドルナイトウォーキングは、名桜大学との連携を図り実施をしてまいります。

(5) 地域文化の推進

本村には、国・県・村指定の貴重な文化財が数多くあり、これらを正しく保存継承し、有効な保存活用を推進してまいります。

平成29年度より調査に取り組んでおります根謝銘グスクにつきましては、中・長期計画を立て調査を進め、史跡指定への取り組みを推進してまいります。また、以前より収集された民俗資料や今後も発掘調査を継続していくことにより貴重な資料等も増えることが予想されることから、施設整備に向けた段階的な整備推進を図ってまいります。

昨年度に引き続き、国の重要無形民俗文化財「塩屋湾のウンガミ」の祭事を行う田港ヌンドウンチの整備を予定しております。

地域文化は、郷土の愛着や誇りを培いコミュニティを形成する力があり、地域社会にとって重要であります。大切な地域文化を継承するため、地域と行政の連携・協力の仕組みを構築し、文化活動を推進・支援する体制として、文化協会を設立し具体的な取り組みを実施してまいります。

(6) 村史編纂の推進

新大宜味村史編纂基本計画に基づき、これまで「戦争証言集」「シマジマビジュアル版」「シマジマ本編」、「移民・出稼ぎ編」「民俗編」「言語編」を発刊してまいりました。

今年度は繰越事業となった「人と自然編」の編纂と発刊を行うとともに「通史編」「資料編」「写真集」の発刊に向けた専門部会の設立及び開催を行ってまいります。

また、「映像」「モノ」等の資料収集も引き続き行ってまいります。

さらに、これまで「字誌」が発刊されていない行政区におきましては、字誌の発刊に向けた取り組みに、引き続き支援を行ってまいります。

6 安全、安心な住みよい村づくり ～生活環境の整備～

(1) インフラの整備

事業最終年次となる大川川の事業を「大川川等多自然川づくり推進計画」の基に、自然景観や生態系に配慮した安全で良好な河川環境の整備、やんばるらしい癒やされる河川の再生と、治水安全度の向上

を目的に引続き大川川河川整備を行ってまいります。

道路橋につきましては、長寿命化計画を再々確認し、以前の修繕計画と照らし合せて修繕や架替等を図り、今年度は、村道立名原線石保橋架け替えに着手してまいります。

道路整備につきましては、総点検結果を踏まえ、老朽化が著しい箇所や危険箇所の整備に向け、補助事業を早め実施していくよう取り組み、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくり等を達成するため、ゆとりある道路整備を推進してまいります。

また、村道津波江洲線崩落現場についての設計を行い、整備計画を立て、早急な対応に努めてまいります。

沖繩振興公共投資交付金事業につきましては、村道根路銘上原線の早期完了を目指し、予算確保に努め計画に沿って道路改良事業を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、施設管理の効率的な運営・有収率の向上、また、地域住民に安全で良質な水の安定供給を図るため、日常点検の強化を図り業務に取り組みます。

また、水道事業の広域化についての議論を行い、より条件の有利な方向を検討してまいります。

下水道事業につきましては、平成29年度汚泥処理能力の向上を図ったことから、今後、結の浜地域に予定されている施設等の汚泥処理ができる施設となっており、これからも適切な対応に努めてまいります。

一方その他の地域では、浄化槽による下水処理となることから、し尿を処理する単独浄化槽も残っており、これまで進めてきた合併浄化槽への移行を促進してまいります。

(2) 生活環境

公営住宅事業につきましては、「大宜味村公営住宅等長寿命化計画」を基に、今後の対策を検討してまいります。

また、安全・安心な生活環境の向上と貴重な野生生物の保護を図るため、野良犬、野良猫、ハブ対策として環境保全の作業員による保護・捕獲を継続実施し、世界遺産登録に向けた努力を引続き行なってまいります。

火葬場につきましては、葬祭場整備事業の検討を図ってまいります。

(3) 消防・防災の推進

頻発するゲリラ豪雨や大型台風の接近、さらには発生が懸念される大規模地震など、災害に強い村づくりを進めることが大きな課題となっております。そのため、全面的な「地域防災計画」、地域ごとの「防災マップ」の見直しに着手してまいります。

(4) 結の浜の整備推進

結の浜の土地利用につきましては、公共事業及び民間事業者による参入が進行してきております。雇用創出、地域経済への波及効果を期待し、行政と民間及び地域が連携した配置計画など効果的な土地利用推進を図ってまいります。

(5) 移住・定住・交流の促進

各集落に存在する空き地・空き家に関する諸課題を整理し、活用可能なものに、移住・定住・交流希望者を積極的に受け入れられる環境整備と仕組みづくりに取り組んでまいります。また、結の浜分譲宅地購入契約者に対し建築の促進を図ります。

むすびに

以上、申し上げました諸施策の執行にあたりましては、職員一人ひとりが村政発展への使命感と責任感を持ち、本村の特性を活かした村づくり、また村民との協働による村づくりに全力をあげて取り組んでまいります。

村の将来像「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の実現に向けて、議員各位と村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

なお、重点事業及び主要施策につきましては、別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照ください。

令和3年3月8日

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで令和3年度村長所信表明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時43分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

◎同意第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋493番地

氏 名 東 武久

昭和20年2月3日生

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

令和3年3月31日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、後任委員を選任する必要があるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里982番地2

氏 名 宮城 博俊

昭和29年2月7日生

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

令和3年3月31日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、後任委員を選任する必要があるため、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第3号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第8 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 同意第3号 教育委員会委員の任命について
大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋383番地

氏 名 山本 昌一

昭和47年9月19日生

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定による教育委員会の委員のうち、山本昌一委員の任期が令和3年3月31日に満了するので、同委員を再任するため、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付してございますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第4号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第9 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 同意第4号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字津波1971番地539

氏 名 邊土名 朝英

昭和32年5月3日生

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定による教育委員会の委員のうち、山城豊委員の任期が令和3年3月31日に満了するので、後任の委員を選任するため、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等については添付してございますので、どうぞ御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

住所又は居所の移転により、赴任に伴う（扶養親族含む）引っ越し等に係る費用の一部を支給可能とするため、大宜味村職員の旅費支給条例（1958年条例第6号）の一部を改める必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

○ 総務課長（知念和史） では、議案第5号、内容について説明させていただきます。

まず、今回の改正につきましては、第2条のほうに旅費の種類に新たに移転料、着後手当、扶養親族移転料を追加しております。

支給額につきましては、第10条のほうに移転料、第11条のほうに着後手当、第12条に扶養親族移転料を規定しております。

また、移転料につきましては、路程に応じた額を支給することから、別表第3を追加しております。

施行日につきましては、令和3年4月1日となっております。資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第6号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部改正に伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴うコロナウイルスの定義を具体的に書き下ろす形に改めたため、本条例の該当箇所を改正するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第7号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和3年3月31日」を「規則で定める日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についての財政支援が再延長されたことに伴い、本条例の整備を行う必要があるため、この案を提出する。

内容については、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について、国が財政支援の適用期間が3月31日から6月30日へ再延長したことに伴い、本村においても傷病手当金の支給の延長を行うものであります。

なお、終期については、規則で定める日としており、施行規則にて6月30日としております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）

令和2年度大宜味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,418万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,489万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） おはようございます。

では、議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、1,418万8,000円の減額補正となっております。

歳入について、主な款で概要を説明いたします。予算書、1ページをお開きください。

1款村税651万7,000円の増額ですが、村民税、固定資産税及び軽自動車税の増によるものです。

3款から8款の各交付金の増減ですが、県の見込み額通知によるものです。

予算書、2ページをお開きください。

14款国庫支出金1,168万6,000円の減額ですが、主に新型コロナワクチン接種実施事業負担金、埋蔵文化財緊急調査費補助金によるものです。

15款県支出金6,872万4,000円の減額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金、沖縄振興公共投資交付金及び社会資本整備総合交付金によるものです。

16款財産収入870万6,000円の増額ですが、主に村有地売払収入によるものです。

17款寄附金8,000万円の増額ですが、むらづくり応援寄附金によるものです。

20款諸収入842万6,000円の減額ですが、主に介護保険地域支援事業委託金によるものです。

予算書、3ページをお開きください。

21款村債2,235万9,000円の減額ですが、主に過疎対策事業債によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。予算書、4ページをお開きください。

2款総務費1,410万3,000円の減額ですが、主に総務管理費1,156万2,000円の減によるものです。

3款民生費1,556万1,000円の減額ですが、主に社会福祉費1,252万2,000円の減によるものです。

4款衛生費1,208万4,000円の減額ですが、主に保健衛生費671万円の減によるものです。

6款農林水産業費1,437万2,000円の減額ですが、主に農業費1,403万2,000円の減によるものです。

7款商工費313万4,000円の減額です。

予算書、5ページをお開きください。

8款土木費4,833万円の減額ですが、主に道路橋梁費4,780万7,000円の減によるものです。

10款教育費2,137万円の減額ですが、主に認定こども園費1,198万5,000円の減によるものです。

12款公債費380万9,000円の減額ですが、利子の減によるものです。

13款諸支出金9,165万1,000円の増額ですが、主に結い基金費によるものです。

予算書、次のページをお開きください。

14款予備費3,232万4,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要です。

7ページ、8ページには第2表繰越明許費補正、9ページには第3表地方債の補正を記載しています。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
令和2年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ983万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,400万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出
大宜味村長 宮城功光

1ページ、2ページに歳入歳出を掲載しております。

委員会のほうで詳しくは説明したいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
令和2年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,322万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,026万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる費用は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月8日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で水道使用料滞納繰越分が31万2,000円の増額、国庫補助金894万円の減額、水道事業債460万円の減額、歳出で主に簡易水道事業費、工事請負費1,293万1,000円の減額による補正となっております。

以上が歳入歳出の主な内容です。

3ページには繰越明許費、4ページには地方債補正を記載しています。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）令和2年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,906万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主に歳入で下水道使用料の40万円の減額、歳出で公共下水道一般管理費の需用費17万6,000円の減額、予備費の21万4,000円の減額補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算
令和3年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億6,625万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明をいたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は42億6,625万3,000円で、前年度予算額36億2,531万1,000円に対し、6億4,094万2,000円の増額で対前年度比17.7%の増となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、8億1,131万4,000円で、対前年度916万7,000円の減額となっております。主に国有資産等所在市町村交付金の減価償却に伴う固定資産税の減によるものとなっております。

予算書、2ページをお開きください。

10款地方交付税ですが、9億8,500万円で、対前年度6,400万円の減額となっております。

14款国庫支出金ですが、2億4,588万6,000円で、対前年度3,511万8,000円の増額となっております。主に衛生費国庫負担金及び衛生費国庫補助金の増によるものとなっております。

15款県支出金ですが、6億696万6,000円で、対前年度1,688万9,000円の増額となっております。主に農林水産業費県補助金の増によるものとなっております。

予算書、3ページです。

17款寄附金ですが、大宜味村むらづくり応援寄附金として1億2,000万円計上しております。

18款繰入金ですが、4億9,581万4,000円で、対前年度2億9,029万3,000円の増額となっております。主に財政調整基金繰入金の増によるものとなっております。

20款諸収入ですが、8,019万7,000円で、対前年度1,222万5,000円の増額となっております。

21款村債ですが、6億4,950万円で、対前年度3億6,440万円の増額となっております。主に新庁舎整備事業によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。予算書、5ページお開きください。

2款総務費ですが、10億7,202万4,000円で、対前年度5億306万8,000円の増額となっております。主に総務管理費の増によるものとなっております。

3款民生費ですが、5億9,332万6,000円で、対前年度1,175万2,000円の増額となっております。主に

社会福祉費の増によるものとなっております。

4款衛生費ですが、3億2,364万7,000円で、対前年度4,320万7,000円の増額となっております。主に保健衛生費の増によるものとなっております。

6款農林水産業費ですが、3億1,275万6,000円で、対前年度1億192万円の増額となっております。主に農業費及び水産業費の増によるものとなっております。

予算書、6ページお開きください。

7款商工費ですが、1億8,266万4,000円で、対前年度1,722万円の減額となっております。

8款土木費ですが、4億2,411万2,000円で、対前年度3,250万4,000円の減額となっております。主に道路橋梁費の減によるものとなっております。

9款消防費ですが、1億3,035万2,000円で、対前年度1,300万3,000円の減額となっております。

10款教育費ですが、4億3,505万9,000円で、対前年度2,503万2,000円の増額となっております。主に社会教育費の増によるものとなっております。

予算書は7ページです。

12款公債費ですが、4億9,662万1,000円で、対前年度607万9,000円の増額となっております。

14款予備費は2,925万5,000円の計上となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

8ページに事項、期間、限度額を掲げた第2表債務負担行為を記載しております。

9ページに起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法等を掲げた第3表地方債を記載しておりますので御参照ください。

また10ページから184ページに事項別明細書、185ページから190ページに給与明細書、192ページには地方債の現在高調書を載せておりますので御参照ください。

詳細につきましては、予算審査特別委員会で各担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

令和3年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,046万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要を説明いたします。主な款で説明いたします。

予算総額は、それぞれ4億6,046万8,000円で、対前年度1,865万4,000円減額、前年度比3.9%の減となっております。

予算書1ページをお開きください。

1款国民健康保険税ですが、6,076万3,000円で、対前年度319万円の増となっております。

4款国庫支出金ですが、3,000円で、対前年度148万7,000円の減となっております。

5款県支出金ですが、3億4,743万4,000円で、対前年度1,842万9,000円の減となっております。

8款繰入金ですが、5,200万3,000円で、対前年度108万5,000円の増となっております。

9款繰越金ですが、10万円で、対前年度290万円の減となっております。

次に歳出について説明いたします。予算書3ページお開きください。

1款総務費ですが、750万8,000円で、対前年度33万円の増となっております。

2款保険給付費ですが、3億1,719万5,000円で、対前年度1,651万7,000円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、1億1,693万2,000円で、対前年度483万円の減となっております。

6款保健事業費ですが、1,473万7,000円で、対前年度258万6,000円の増となっております。

10款予備費は、377万1,000円の計上となっております。

詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
令和3年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,941万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額は1億1,941万2,000円で、前年度予算に対し、1億3,206万3,000円の減額で52.5%の減となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページをお開きください。

2款国庫支出金、対前年度9,199万9,000円の減額となっております。

6款村債は、420万円で、対前年度4,180万円の減額となっております。

2款、6款とも補助事業の完了によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出について主な款で説明いたします。2ページをお開きください。

1款簡易水道総務費7,560万7,000円で、対前年度902万7,000円の増額となっております。主に一般管理費委託料単独事業委託料の190万円の増額、単独事業工事請負費219万9,000円の増額、公課費水道使用料消費税207万1,000円の増額となっております。

2款簡易水道事業費1万2,000円で、対前年度1億3,899万6,000円の減額となっております。2款簡易水道事業費については補助事業完了による減額となっております。

3款公債費4,329万3,000円で、対前年度209万4,000円の減額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、21ページに地方債の現在高調書等を添付しておりますので御参照ください。

詳細については、予算審査特別委員会で課長のほうから説明させていただきますので、御審議のほど

よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算
令和3年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,165万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

予算総額は、4,165万1,000円で、対前年度予算に対し、372万8,000円の増額で9.8%の増となっております。

歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページお開きください。

1 款使用料及び手数料408万1,000円で、対前年度45万6,000円の減額となっております。主な要因としては、実績からの見込み額で算定した結果となっております。

3 款繰入金3,656万6,000円で、対前年度418万4,000円の増額で、主な要因としては、歳出側の1 款公共下水道事業総務費の一般管理費、役務費の増額によるものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について主な款で説明いたします。予算書2ページをお開きください。

1 款公共下水道事業総務費3,321万6,000円で、対前年度455万円の増額で、主な要因としては、歳入の要因同様によるものとなっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。

なお、10ページに地方債の現在高調書等を記載しておりますので、御参照ください。

詳細については、担当課長のほうから予算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第16号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算
令和3年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,806万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要を説明いたします。

予算総額はそれぞれ3,806万7,000円で、前年度額3,444万4,000円に対し、362万3,000円の増額、対前年度比は10.5%の増となっております。

それでは歳入について主な款で説明いたします。予算書1ページお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、2,281万6,000円で、対前年度403万4,000円の増となっております。

4 款繰入金ですが、1,492万5,000円で、対前年度41万1,000円の減となっております。

次に歳出について主な款で説明いたします。予算書2ページお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、3,748万8,000円で、対前年度360万5,000円の増となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第17号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算
（総則）

第1条 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 0戸
- (2) 年間総給水量 0 m³
- (3) 一日平均給水量 0 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 475万1,000円

第1項 営業収益 3,000円

第2項 営業外収益 474万6,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費用 332万1,000円

第1項 営業費用 321万7,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 10万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 出資金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 168万7,000円

第1項 建設改良費 168万5,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、300万1,000円である。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、第2条の業務の予定量ですが、現在、全室入居し、農業用水扱いであることから、工業用水としてゼロとなっております。

収入の主なものといたしましては、村負担金によるもので300万1,000円、支出の主な内容といたしましては、送水に係る水道メーターの取替えを行うため、168万3,000円を計上しております。

詳細につきましては、委員会にて担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくご願ひ

たします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第23 報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第1号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第2号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第24 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第2号 専決処分の報告について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎報告第3号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第25 報告第3号 大宜味村第二次観光振興基本計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第3号 大宜味村第二次観光振興基本計画の策定について 大宜味村第二次観光振興基本計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第4条の規定により報告する。

令和3年3月8日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 0時00分）

令和3年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和3年3月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年3月12日 午前10時00分)

散 会 (令和3年3月12日 午後3時51分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真 喜 志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐 久 川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） おはようございます。昨日3月11日で東日本大震災から丸10年が経過しました。改めて被災され犠牲になられた方々の御冥福を祈り、哀悼の意を込めて黙禱をしたいと思います。御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

○ 議長（平良嗣男） 黙禱直れ。

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長（平良嗣男） 初めに5番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） おはようございます。一般質問を行います。

喜如嘉の芭蕉布について。

大宜味村の4つのキーワードとして芭蕉布の里、長寿の里、シークラーサーの里、ぶながやの里がある。「喜如嘉の芭蕉布」は昭和49年重要無形文化財の指定を受け保持団体として、喜如嘉の芭蕉布保存会がある。昭和59年通産省の「伝統的工芸品」の指定を受け、喜如嘉の芭蕉布事業協同組合ができた。

今、現在人間国宝平良敏子氏が百歳現役で芭蕉布会館に通っています。

そこで、2点について伺う。

①昭和61年大宜味村芭蕉布会館ができ、後継者育成の場として見学者を受け入れ7,000名余りの入館者がいる。県内で唯一の芭蕉布施設であるが、老朽化している。今後において建て替えの計画はあるのか。

②今芭蕉布に携わる方の平均年齢は82歳です。このままでは10年後の組合存続が危ぶまれています。芭蕉布の組合存続について、大宜味村としての具体的な取り組みを伺う。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①については、現時点で建て替えの計画はございません。

②につきましては、組合の運営に関しましては、村内の一つの事業者として組合自身が考えていくべきものと捉えております。

しかしながら、芭蕉布の里として、村づくり及び沖縄県の歴史においても芭蕉布の価値、そして喜如嘉の芭蕉布のそのブランドが地域振興に大きな力を与えてくれるものと理解しています。

これまでも組合と沖縄県との連携により、人材育成、産業振興関係の事業に取り組んでまいりましたが、今後の芭蕉布産業に関する取組について、再度、課題の洗い出しと解決に向け、関係機関連携しながら取り組んでまいります。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 建て替え計画がないのであれば、もちろん予算にかかわることだと思いますが、少しずつでも改修してほしいと思っています。NHKのドラマが北部を中心とした撮影があると聞いています。もし、我が大宜味村に見えるなら、4つのキーワードをアピールすることだと思いますが、芭蕉布会館が出たり、ビジターセンターが出たりするかもしれません。ター滝とか七滝、自然を利用した場所も観光地としては出るかもしれませんが、雨降りや台風とかち合うと見学できません。芭蕉布会館、ビジターセンターは室内なのでいつでも見学ができます。またうれしいニュースに塩屋漁港から定期船が与論、沖永良部を結び、観光客が多く見えることだと思います。そのためにも芭蕉布会館の補修、整備を強く要望します。

また、前回の議会でトイレ設置の予算が通りましたが、そのトイレがいまだに実施していないのはなぜですか、伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 大山美佐子議員の質問にお答えいたします。

少しずつでも改修してもらいたいというような質問が1つありました。こちらにつきましては、この会館自体は昭和56年以降、耐震基準の制度が設定された後の建物にはなっていますので、老朽化ということは考えることもあるかもしれませんが、その基準からすると、まだまだ大丈夫じゃないかということは意識しております。ただ、会館の建て替えということではなくて、そのほかの計画と連動してやっていくことを想定していますので、そちらはまだ具体化しておりませんので、これぐらいの回答とさせていただきます。あと少しでも改修ということであれば、ドラマの関係を含めて、意識しながらもう少し芭蕉布の会館を見ながら、話は進めてまいりたいと思います。

あとトイレの設置につきまして、12月補正でさせていただきました。その後、設計業務が必要で設計を行って、設計業務は終わっております。ただし、この設計業務から工事に移行する際に様々なことがあります。建築確認は必要ないということが分かりました。ただ、建築確認ではなくて、建築の積算基準単価が3月1日以降でまた変更になったりとか、4月1日にまた変わるということが分かっていますので、その中で発注がなかなかうまくいかない。またそれ以上に、請け負ってくれる業者がない。見積りに参加してくれる業者が見つからなかったということもひとつの要因となって、今回、提案させてもらっている予算の中で、繰越し事業として、今、提案をさせてもらっているところです。年度あけたらすぐ取り組むようになっています。積算の準備をしているところです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） じゃあ、②についてですけれども、芭蕉布組合員は現在12名います。組合員の成り手がいないのが悩みです。100歳を中心に平均年齢が82歳、本当に10年後はどうなっているのかと心配です。私も今、実際に芭蕉糸つむぎをしています。芭蕉は仕事としても、内職としてもやっつけられる仕事です。芭蕉の価値、大切さを今実感しているところです。後継者育成事業もあります。観光協会も設立され、芭蕉布組合の運営手助けになるよう、後継者育成に村としても力を入れてほしいです。その件を再度伺います。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 人材育成の件につきましては、平成27年の芭蕉の里基本構想というものが策定されて、その中で取り組むことがされていました。ただ、村の独自の事業としては大きなものができなくて、村が特に取り組んだものとしてPRの事業とかふるさと納税の返礼品の対応とか基本しながら、その人材育成をしようとしているときに沖縄県と連携を取りながらその人材育成事業が進んでいます。それは芭蕉布の原木を育てるところと管理をするというところで話をしながら、県のほうで今予算がついているという状況ですが、ただし、やはり芭蕉布の里としての、村の取組ですね、何か検討しなければいけないというのはずっとありますので、これからも、本当になぜ高齢化だけではなくて、若い人たちがここの芭蕉布の組合とか、作業に関わっていかないのかということ、課題を解決に向けた洗い出しをしないといけないということを認識していますので、一緒になって進めさせてもらいたいと思います。以上です。
- 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。
- 5番（大山美佐子） 大宜味村第2次観光振興基本計画、これなんですけれども、29ページ、39ページ、90ページにも芭蕉布について記載されていました。また令和3年度村長の施政方針の中で商工業、観光の振興の部門でもすばらしい展開、方針を訴えています。議会当日村長が読み上げましたけれども、それを再度私、読み上げます。国の重要無形文化財である喜如嘉の芭蕉布について、その価値を認識し、村内外に広くPR活動を展開するとともに、地場産業として成り立つ仕組みをつくり、伝統工芸を継承できる人材育成に関係機関連携して取り組んでまいりますと、村長が言っていました。私は今の質問は全てこの答えにあったような気がします。課長の皆様方も村長の施政方針をうまく受け継いで、やってください。以上で質問を終わります。
- 議長（平良嗣男） 以上で5番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

- 議長（平良嗣男） 初めに6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。
- 6番（大城邦彦） それでは通告のとおり質問させていただきます。

1. 世界自然遺産登録に向けての観光受け入れ準備等について。

やんばる3村は、生物多様性豊かな地域、重要な生物の生息・生育環境を保全して将来に引き継ぐため、平成28年に国立公園に指定され、今年夏には世界自然遺産登録される予定です。世界自然遺産登録された場合には、多くの観光客が来訪する事が考えられます。

昨年12月18日の国頭村議会定例会において、「国頭村公認ガイド利用推進条例」案が全会一致で可決された。国頭村内の森林地域、集落、河川域及び海岸域等における豊かな地域資源を活用したツーリズムなどを有料で案内し、観光旅行者に付き添って、地域資源の価値や魅力を解説する「国頭村公認ガイド」の認証制度が4月から開始される。自然環境と歴史文化を活用するガイドの資質を高めることにより、持続可能な観光の活性化を促進し、保護と利用の調和による地域振興と豊かな地域資源の後世への継承に資する事を目的に制定されました。

現在大宜味村においては、3村統一した「やんばる3村森林ツーリズムガイド認証制度」により運用されているが、今年夏予定の世界遺産登録を見据えて、やんばる3村が統一した公認ガイド利用推進条例を大宜味村でも早期に制定する必要があると考えます。

大宜味村の観光事業の発展と展望をめざし、持続的な観光振興の中心的な組織として大宜味村観光協会が2019年9月に設立されており、観光ガイド利用推進制度等を観光協会が主導的に推進すべきと考えます。

観光協会の活動は多種多様であります。世界自然遺産の登録を見据えて観光関係事業者等を取りまとめ、リーダ的存在を示す必要があり、大宜味村の観光事業の将来展望をしっかりと見据えた対応が重要と考えます。

新型コロナウイルス拡大に伴い、今年度はいろいろな集会、イベント、式典などが中止や延期、縮小などの対応をせざるを得ない状況が続いております。コロナ禍で大打撃を受けて壊滅的な状況にある観光業ですが、その中でも前を向いてできることがあると思います。これらを踏まえて次の点について伺います。

①大宜味村公認ガイド利用推進条例の制定について、3村統一した条例制定を早期に行う必要があると思うが取組はどうなっているのか。

②大宜味村観光協会が設立して1年が過ぎ、どのような観光事業の推進活動を行っているのか。

③世界自然遺産登録を起爆剤に、経済振興、観光振興等の取組、コロナ収束後の観光客の回復を見据え、色々準備すべきことが多々あると思うが、今後の対応について伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①については、ガイド制度について、3村の世界自然遺産推進協議会の森林ツーリズム部会において協議を進めてまいりましたが、条例制定については、本村としましては、我々行政の指導する能力を含め、村民への理解と制度運用の普及が未完成だと感じており、先行しております国頭村にならないながら3村同調した制度の整備に向け努力してまいります。

②につきましては、本質間を機に観光協会事務局に確認し、主な3つを報告させていただきます。1つ目に、ロケーションコーディネート事業です。取材やロケ地としての調整を行い、村のPRに努めている取組です。

2つ目に、やんばる3村ガイド制度の推進事業です。

3つ目は、塩屋湾ちゅら海事業というものを展開して、塩屋湾のウンガミの情報や塩屋湾周辺の環境保全に対する勉強会を開催するなどの取組が主に取り組んだ事業として報告をいただいたものです。

③につきましては、コロナウイルスの収束後というよりウィズコロナという時代の生活様式が求められると考えています。

インフルエンザも含めウイルスについては、いつ・どこで・誰もが、今後も感染し得るものであるということは否めません。感染予防対策を万全に対応していくことは引き続きの対応であると思います。

経済振興においては、地域内での需要・経済循環を強化していくことに主眼を置き、村民の皆さんと一緒に村の発展に取り組んでいきたいと考えております。また、ICT、ネット社会がさらに発展されていくことが予測されていますので、その対応を強化しながら経済振興につながる取組を行ってまいります。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 実は、1月6日の新聞にこの公認ガイド、4月から認証を得ているのを見まし

て、じゃあ大宜味村はいつ条例が上がってくるのかなと疑問に思って、気になりまして今回提案いたしました。国頭村から提案された条例を私もらってきまして、確認しました。やはりこの条例化した理由の一つは、3村、その森林ツーリズムのガイド認証制度では、県内、国内、また我々3村以外の観光業者にレベルアップを、やっぱり条例化することによって我々のやんばる3村の環境の問題とか、そういうものを徹底したルールを守ってもらうためにも条例にちゃんと定めて、そしてこのガイドのレベルアップと、要するにすばらしい収入とその生活、そして定住につながるようなガイドの認証制度になるんじゃないかなと私その辺を感じまして、今回質問いたしました。そういう面で、この自然遺産に向けてのガイドが早期にできなかった根本的な理由を聞きたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 大城議員の質問にお答えします。

早期にできなかった理由でございますが、こちらに村長のほうからも答弁があったように、我々の行政としての理解と、指導がまだまだ至っていないというのが本音です。もちろん3村で、推進協議会の中で一緒になってこの条例の話も進めてきたところですが、村民への普及活動、やはり行き渡っていない部分もありますので、この辺をもう一度、やっていかないといけない。それから観光協会と一緒にやっていくものだという認識もありまして、立ち上がったばかりの観光協会に、まだこちらのほうと一緒にやっていきましょうというのが、進め切れていないというのがありますので、そこら辺をもう少し体制を構築しながらしっかりとしたものを手がけるために、3村協議の中で、大宜味村はもう少し待ってくれということできせていただいているものです。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） この公認ガイドについては、やはり私たち3村は一つで、世界遺産は3村一つの世界遺産になっているものだから国頭村はやって大宜味村はやらない、東村もやっていないとなると、これは何かちぐはぐになっているんじゃないかと疑いの目があるわけ。その辺を、なぜ国頭村はできて。それでツーリズム認定制度もちゃんとあるのに、あっちだけは条例化した。私がさっき説明したように、やっぱりガイドの認証のレベルアップということで認めるという意味では、条例化するということと私は単純に思っていたものだから。それも3村の足並みがそろっていないこと自体が、世界から見れば、我々は確かに3村だけど、世界から見れば一つの北部地区になっているものだから、その辺をもっとしっかり、あと4か月しかないの、やるべきことはちゃんとやってもらって足並みそろおうか。国頭村だけやって大宜味村はやらないというのは、これは大変な問題じゃないかとそういう懸念も非常にあるものだから、この条例化については早めに検討をなされたいとそう思うように思います。

続きまして、2番の観光協会の事業について、ぱっと読み上げられたのであまり頭に入っていないんですが、その観光協会というものは、我々大宜味村の将来を担いでいると言っても過言じゃないぐらい、私は非常に期待しているんですよ。観光協会によって若者が働く場所、自然を生かす。またその世界遺産を起爆剤に観光協会が観光事業所の若者を、働く場所をつくっていただいて、定住、そして子供たちをつくって人口増加にもつなげられるんじゃないかと非常に期待が大きいものですから、観光協会のどういう事業をしているのかなと。まだたかが1年ですけれども、1,000万円ぐらいの補助事業で、自立するまで非常に時間がかかるとは思うんですが、この観光協会と行政のバックアップというか、官民一体となってやるべきことだと思うんだけど、その辺は行政側としてはすばらしい、この計画書もあるんですけれども、実際に目の前に、この行政がただつくって、はいとほったらかしじゃなくて、

バックアップ体制は実際に取っていただいているのか、その辺をお聞きしたいです。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

バックアップ体制といたしましては、我々が第三者の評価であっていただけたらとは思っていますが、自主運営を今後していただきたいという考え方がありまして、様々な事業を取り組んでもらいたいということを考えています。またその一つでター滝のほうの駐車場を公募した結果、指定管理者として観光協会が担っていますので、そちらのほうで、予算のほうでも上がっていますが、600万円ほどの収入を得て、自主事業運営を展開されている部分もあります。そういったものがまず支援体制とかできている状況。また今回、村内の観光事業者がこのコロナ禍の中でかなり大打撃を受けているという状況がありましたので、そういった事務委託ですね、最初のところでOMTクーポンの事業を展開してもらいながら、システム構築とか、村の事業者の関係をつなげていくという取組をしてもらいました。

またそれから、最後の先ほどの村長の答弁の中に塩屋湾ちゅら海事業というのがあって、塩屋湾周辺の環境整備とか、あと施設を整備するわけではないんですが、環境をきれいにしていこうと、世界自然遺産の取組とかというものが、観光協会のほうから実際提案がありましたので、そういったものを一緒になって今後取り組めるか。また村長の政策課題の中で、塩屋湾周辺の産業事業というものを提案していますので、そちらと一緒に、観光協会の提案も受け入れながら取り組んでいきたいと考えているところです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、②のほうの1つ目に、ロケーションコーディネート事業とありますけれども、その中で、この間、観光協会のほうが私のほうにインタビューがありまして、先ほど大山議員からもあったように、来年沖縄県の50周年記念ドラマ、朝ドラが、どちらかという大宜味を中心にされるということは、これはなぜそういうふうなことになったかという、観光協会の職員らがそういう働きかけをしたということでの報告があり、既に喜如嘉あたりでそういう撮影も開始されているようなんですけれども、こういう面では観光協会はこれから大変大きな期待ができるんじゃないかなというふうに私は思っております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 我々としては、観光協会の働きの活動をあまり知らなかったものですから、その辺を質問しましたが、実はこれはまだ報告を受けていないんですけれども、みんな読ませてもらったんですが、大変すばらしい、大宜味村はこれが実現できれば、大宜味村のこの、着々と進めば将来もしかしたら3,200名じゃなくて、500名になるかもしれないと思うぐらいわくわくしましたけれども、やっぱりさっき言ったように官民一体となって、一緒になって観光、この基本計画を進めないと、多分予算を出しただけであとは任せたよという感じだけでは、一緒になって常に寄り添って活動していくというのが大事じゃないかなと、非常にみんな読んで思いました。ぜひとも観光というのは大宜味村の一番の将来性ある事業でありますので、今後ともその辺を中心に頑張っていただきたいと思います。

続きまして、このウィズコロナということで、先ほど村長からありましたけれども、ただ、今、コロナで本当に我々会合も何もできない現状の中で、あと4か月で世界遺産にもなるし、世界遺産だけではないんですが、観光客がまた戻ってくるように、そのときには大宜味のおじー、おばーとの交流とか地域、我々大宜味村でいえば喜如嘉の赤瓦の、あの並木を通るだけでも、非常に自分たちも癒やされると

いう感じがありますので、そういうものも含めて、前もってできるものをこの計画に基づいて一生懸命やってもらいたいなど、その辺を期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 初めに1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。
休憩します。

(午前10時29分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午前10時30分)

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質問に入る前に、冒頭、お互い東日本大震災から10年目にしての黙禱をしたんですが、いまだに行方不明者が2,500名以上、避難者が4万人以上と、本当に10年目にして、まだそういう状況の中、つい2月には遺体が発見され、3月に遺族に引き渡されたことと。また、沖縄県の波照間中ですか、そこに気仙沼漁協市場のコンテナが流れ着いてきたということで、まだこういう状況が続く中、亡くなった方には御冥福をお祈りし、改めて遺族の方にはお見舞いを申し上げ、一般質問を始めたいと思います。

農業の振興について。農業用水について。

農業用水については、再三質問をしてきましたが、令和3年度施政方針で主要施策として農業水利施設の整備により、農業用の安定供給が図られ、作物の増収や品質の向上、生産コストの節減に寄与する目的で大工又地区畑地かんがい施設整備事業等の事業採択に向けた計画づくりに取り組むとありますが、水は農業の命でありなくてはならないものです。具体的な実施時期は、基本計画から何年目をめどにしているのか。

2番目に、農機具と肥料の助成金について。

現在は、農薬・堆肥については助成金がありますが、以前は農機具も助成金があったが、なぜ削減されたか。今後、農機具・肥料についても助成金の計画はあるのか。以上、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1については、大工又地区畑地かんがい施設整備事業は、令和3年度に基本計画を作成し、基本計画をもとに令和4年度までに県とヒアリングを実施し、採択が決定されれば令和5年度から事業開始、令和5年度に実施設計、令和6年から7年度に工事の予定となっております。

2につきましては、農機具の助成は平成15年度までありましたが、平成16年度から予算化されておられません。当時、財政難の中農業振興のため、村費単独で助成していましたが、村民であれば誰でも助成が受けられ、家庭菜園など農業振興以外で使用されているケースがあったため、予算化されなくなりました。

肥料の助成については、現在予算化している補助金があり、堆肥とJAおきなわ大宜味支店での共同購入であれば化学肥料もあります。

農機具の助成については、現在の財政難の中で村費単独で助成することは大変厳しい状況であります。しかし、国や県の補助事業を活用して支援できる範囲は支援しております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） では、大工又地区畑地かんがい施設整備事業について村長から説明がありましたが、大体、これは基本計画から実施までは、5年度に実施ということがありましたが、大体大まかな工事概要について説明をお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

今回の対象地区が農地開発利用促進事業によって整備された大工又地域の旧大工又土地改良区を対象としております。こちらのほう、既存の農業用水があるんですけども、今、認定新規就農者のほうが大分増えておりまして、作物自体が、今後生産が上がっていくような形になります。実際に一貫支援事業のほうで、約2,000平米のビニールハウスを建築しております。今後、災害に強い関係の事業で約3,300平米のビニールハウスを建設する予定になっています。今後の生産を考えると農業用水の水がどうしても足りない。そういった中で各農家から要望が上がってきた。それと農業委員会のほうからも要望が上がってきまして、事業化を進めているところであります。今、農家のほうと調整して水利組合みたいなものをつくっていただいて、今後完成した場合に維持管理等を実施してもらう予定と、あと実際に、今回の事業では国の補助事業になりまして、国が8割、県が1割、残りの1割を村と受益者負担という形で考えております。今、考えられるのがこの土地改良区内にため池がありまして、そちらからポンプアップをして高台に配水池を設けます。そちらに送ります。それから各圃場のほうに給水施設、立上げ管みたいな形になると思うんですけども、それで給水できるような形になっております。実際に今、県と話し合っている事業費が約3億円程度だったんですけども、実際、基本計画によって金額が大分変わってくると思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今の課長の答弁を聞いていますと、開発公社がした土地改良、地区に限っての畑地かんがい整備事業というふうに聞こえたんですけどもこの大工又地区一帯じゃなくて、この土地開発公社の土地改良区だけの話なのか。あと水源確保はどういうふうに、どこから引いてどういうふうにやっているのかその辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 佐一議員の質問にお答えします。

今、要望がある場所ということで、旧大工又土地改良区の部分だけ対象として考えております。土地改良区内のほうにため池がありまして、そちらのほうで水源確保という形で考えております。そちらのほうからポンプアップをして、配水池を新たに設置して、そちらにポンプアップします。その配水池から今度自然流下をして、旧土地改良区内の圃場に給水するような形になっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時39分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午前10時40分）

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今の答弁では、農地開発ですか、もとの土地改良区の地区になっていますので、この大工又地区全体に及ぼすこの考えはないか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 全体に関しては、今後この事業の中で県と相談ができるのかなと思いますけれども、やっぱり費用対効果がありまして、これが1以上超えなければいけないと。大工又地域に関しまして、広大な面積がありますので相当厳しい話かなと、自分の中では思っております。今回の対処している部分は、実際に12ヘクタール、まとまった土地になっております。そちらであれば費用対効果ができるので、国の事業が持ってきてやすいということで今調整させてもらっています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この大工又地区については、以前に2回ぐらい質問したんですが、以前は土地改良の組合を持っていて、維持管理ができないということで取りやめられているわけですが、各自でおのおの水を引っ張ってもらって、これは平成23年頃ですか。大保ダムからの取水口は県の既得権が一口はあるということで、大保ダムの下流側につくってもらって、大変ありがたく思っているところではありますが、ぜひ大工又地区における水の問題に関しては、今の場所があまりにも不便というか、行きづらいつつ。当初これつくった時期もいろいろダム事務所での問題があったんですけども、とにかくどうか、せめて国道側までも引っ張って持ってこられないかと。最低条件では大工又入り口ですね、今の場所から国道までは、国道というか東線の入り口までは大体800メートル、そして大工又入り口の橋のところまでが大体1キロ、1,000メートルでありますので、そういった考えも、以前にも質問してきましたが、なかなか難しいという話が出ていました。その辺をきちんともう少し見据えてやってもらいたい。先ほど渡した、2番の国頭の宇嘉の、あれは上水道なんですけれども、この農業用水もああいう高いものじゃなくても、安いものでも800メートルぐらい引っ張れば、経費としてもあまりかからないんじゃないかと思っているんですが、そういった計画をもう一度お伺いしたいと思います、村長にでもお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 佐一議員の御質問にお答えします。

今、村内のほうには農業用水が何か所かあります。ほとんどが農業者の皆さんで管理をされている形になっております。唯一、こちらの大保ダムの給水できる部分だけが村管理という形になっております。ほかの農業用水に関しては、やっぱり利用者の方が自分たちで管理しているような状態で経費もかけています。延長する場合にも自分たちのほうで経費を出している経緯が多いと思います。今回、こちらのほう、国道のほうまで持っていく場合に、まず河川と道路自体が沖縄県の管理になるので、その辺の調整が必要になるのかなと思います。

次に経費に関してどんな形がいいかというのは、請求をして事業費の金額を出さなければいけないと。その中で国庫補助が使えるのか、単費という話であると、多分何千万円といくのかなと思うので厳しい

部分も出てくるかと思っております。まずは県と管が敷けるかという調整、それと金額の調整、国庫補助の調整。できれば産業振興課としては利用者の皆さんにも少し負担というのを考えてもらいたいというのと、今後、維持管理に関しても皆さんに少し負担というのを考えてもらいたいと考えております。そういった中で、皆さんがどうしても延長したいということであれば、事業化できるものに対しては県と相談しながら検討したいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今の大保ダムの取水施設を、この利用状況というのは把握されているんですか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 現在、平成30年と令和元年、令和2年の年間の数量のほうはこちらのほうで把握してまして、例えば平成30年1月から平成30年12月、559m³、平成31年1月から令和元年12月637m³、令和2年1月から12月までが387m³という形になっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 先ほど配った写真を見ると、3,700幾らでしたか。これは去る3月10日現在です。3,750立方メートルというメーターがあるんですけども、今の課長の数量は、どこから出た数量なんですか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 佐一議員の御質問にお答えします。

実際、このメーターのほうで確認しております。それでメーターで検針しているような状態です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 年間、平成30年が559トンよね。というと1日1トンちょっとということで、あまり利用されていないというふうに思われます。なぜ利用されないかということ、やっぱりこれは場所が場所なんですね。大体大工又でミカンをつくっている人などはみんなが大体口合わせ、会うたびに言われておりますので、せめてこの大工又入り口まではできないかということで、ちなみにこの写真を見ると、この取水施設は簡単にネジ止めされているので、これは使えるわけです、そのまま外して、そのまま。ただパイプの延長だけを持ってくればすぐできる状況と思うので、その辺、もう少し吟味して。この工事自体はダム予算でつくったわけですよ。村の持ち出しじゃなくて、ダムがつくった施設であるので、ダムとの協議もまた、移動すれば協議も必要になるかと思うので、その辺もう少し、なぜこういうふうにせっかくできたものを移動させるかということ、やっぱり農業者というのは、水というのはどうしても必要であるわけですよ。いかに早く水を使って、いかに早くこの作業をするということでやりたいわけです。今本当に現実問題、この一日の、例えば8時間の仕事を、水を使うときには半日は水運搬だけで時間がたつわけです。ほかの肥培管理ができない。この労力に、時間が使われてなかなかうまくいかない。その辺を考えて、いかに水が大事かということをもってお話しているわけです。皆さんも御存じのとおり、最初にできた真喜屋ダム、そこの農家はこの真喜屋ダムができて、これは国営の畑地かんがいで行っているわけですけども、屋我地、今帰仁まで行っているわけですが、水が来て大変助かっていると。もう目の前に給水施設があるし、作業もすぐはかどって、収量もアップする。それに伴って余裕も出てきて、さらに翌年は、例えば水耕栽培やっている人で500坪のハウスなんですけど、この水のおかげで翌年は倍の1,000坪に増やしたと。それぐらい水に使った労力が肥培管理に集中できて、収量もアップして所得も向上しているわけです。それぐらい大切な水というありがたさを身にしみ

て感じているこの真喜屋ダムを利用している方々。そしてこの真喜屋ダムのすぐ山手のほうには果樹園があるんですけれども、そこの果樹園を見て、各圃場にこのパイプが通って吸水口、すぐ目の前にあるわけです。そういったことも肥培管理上、運搬道路も短縮できて、相当この管理上いいというふうに言われていますので、その辺をこういった農業所得を向上させるためとか、そういったためにもこの水というのはぜひ必要なわけです。その辺を村としてはどういう考えなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

農家の皆様にとっては水というのは多分命の次に大事なものと痛感しております。やっぱり産業振興課としても農業の所得向上というのは大事なことだと思っておりますので、今後、ダム、県、調整しながら何かいい方法がないか検討したいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、やっぱりこの水の関係で、真喜屋ダムができたおかげで農家の人たちの、何かパンフレットがあったんですが、そこに水が変える農業、水で広がる夢、水で始まるチャレンジ、水がつくる未来ということで農業が本当に楽しく、夢のあるような農業ができると、この水が来たおかげですね。そのぐらい皆さんは思っているわけです。だから今課長が言ってみたくて、ぜひですね、たかが農業、されど農業じゃなくて、本当に大宜味村が一次産業を推進してやるには、まず水がないと全くできない。そこをまず考えて、いかに農業用水を確保してやるのが大事かということ。

あとこの次に、平成30年に質問したときに、村長もダチガーのことを話されていたんですが、本当にこのダチガーの水というのはオーバーフロー、あふれかえって本当にもったいないわけです。そこをどうにか利用できないかということで、私も前から思っているんですけれども、どうにか村で、このダチガーの水を利用した農業用水。このダチガーの広っぱに、ダチガーのタンクから約200メートルぐらいですか、オーバーフローしているものもあるし、このダチガーを管理している組合と相談してできるかどうか、その辺の検討と、またこれが難しければ、今田港でつくっている取水施設があるんですが、そこを農業者にも利用させて、村で幾らか管理料というか、この費用を出してさせるとか、そういったまた各部落に関しては簡易水道があると思うので、そういったものを利用した、立上げは、これからひっぱり、立ち上げる取水施設も金もかからないと思うので、各部落に1か所ずつあれば各農業者にとっては大変ありがたいと思うんですが、その辺はどういうふうに考えているかお聞きします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員から質疑がありますように、平成30年のときもそういうふうに私答えた記憶がありますけれども、実は現在、村が整備して携わった農業用水というのが村内に6か所ありますけれども、それもほとんど管理についてはダム以外はほとんど農業者の皆さんが維持管理をしているという状況であります。そしてさっきダチガーの件がありましたけれども、こういう関係、農業用水の立上げについては、各農業者の皆さんが区長と調整しながら各集落に農業用水の取水口をつくっているのが6か所です。田嘉里、謝名城、喜如嘉、屋古、田港、津波。田港の場合は年間会費を出して運営しているというのが状況ですけれども、確かにこのダチガーの水については3区が以前は運営していたんですけれども、今使っている人たちが修理をするとか、そういうふうな状況で、最近では破裂が多いものだから、それも全部、こういう見た人とか、そういう関係のある人たちがしか管理はしないです。行政の

お金を出して修理するとか、そういうこともなくて、ほとんど利用している。実際ダチガーだけを利用している民家が何軒かありまして、その辺について協力しながらやってはいるんですけども、それについて3区の区長に調整して、これはぜひ農業用水がくめるようなそういう立上げをぜひ進めていきたい。行政が設置すると、行政が管理しなければできないということになるので、この辺を農家の皆さんと調整しながらやっていけたらと思っております。津波は、去年業者のほうで立上げをしてくれて、今活用しているようです。そういう形で今ダチガーの件もありますし、また旧パイン工場跡地に引いていた、これも100ミリいっていますけれども、近くまでいっているので、そこに立上げを入れると農家の皆さんが大工又に上がる途中にできるんじゃないかなというふうに。そして今、大保にある3か所、大保集落にあるんですけども、そこについては、今度は橋の付替えの関係で撤去しなければならない。これをさらにまたつくるとなると相当の金額を村が負担しなければならないということで、村としては、これは元一心療護園跡、さっき言ったところに立上げをして利用してもらうような方法をしていきたいというのが今の段階での考えです。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま、村長から大変またいいお話も聞いたので、ぜひですね、これは農業者だけでなく、業者も大変、水がそこら一帯でやる、工事する業者も必要になってくるので、そういった業者とも相談して、この立ち上がりのひとつつくったらどうかということを持って行って、ぜひみんなが利用できるような施設がひとつあれば大変いいかなと思っております。そこで羽地大川ダムの畑地かんがい用水の完成の、終わった後に皆さんから寄せられた総合評価というのがありますので、ちょっとこれを読み上げたいと思います。安定的な農業用水の供給がなされ、用水不足が解消したことから干ばつ被害の解消、農作物の反収の向上、高収益作物への転換及び労働時間の節減が図られ、農業経営の安定に寄与している。特に地域内において新たに13品目の拠点産地が認定されるなど、沖縄ブランドの確立に大きな効果を発揮しているということで、この水が来て、名護、屋我地地区、今帰仁まで、そういった地区の方々は大変評価しているわけです。そういったこともあるので、ぜひ今後ともこの農業用水に関して村としての取組をお願いしたいと思います。ひとつ、こっちでちょっと余談になりますが、この水で、これは世界の、アメリカのだったんですけども、米国の環境保護庁が出した、この食用作物を育てるのにどのぐらいの水が必要だろうかということで、もちろん作物が違えば、必要な水の量も大幅に異なるが、一般的に平均的な、1人が1日に消費する食料を育てるには2,000から5,000リットル、2トンから5トンの水が必要と。人間1人が1日に食べる食料をつくる水の量ですね、こういったデータも出ている。ちなみにスイカ1個つくるのに水が378.54リットルが必要ということになっております。ミルクとかトイレとかいろんなものは出ているんですけども、これはアメリカですから、沖縄の、今帰仁ならスイカですね、こういったのが1個で大体378.54リットルが必要という、こんなデータもあって、本当にこの水というのは大変大事な、農業にとっては本当に大事なものでありますので、ぜひその辺の取組をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

肥料の補助に関しては、皆さんとの、また言葉の捉え方もあると思うんですが、肥料という言葉に、交付規定には農薬及び肥料の購入に対して、この予算の範囲内で補助金を交付することができるということですので、この肥料の捉え方ですけども、肥料というけれども、堆肥から、化学肥料から全部含まれているような捉え方をするんですけども、あとでまた、次に化学肥料については、沖縄県農業協同組合大宜味支店が行う共同購入に限るということで、これは共同購入で20%補助のあれは分

かっているんですが、これ農協が行っている共同購入なのか、これ役場も単独にやっている共同購入なのか。その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

共同購入に関しては、広報紙等も掲載させていただいて、そのときお問合せはJAにはなっているんですけども、JAがやっている共同購入のほうに村のほうは20%補助をしているという考えになります。同時という形になりますかね。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 農協に、今課長の答弁では農協が共同購入しているものに、役場が補助を出して、20%の補助をしているということですか。これはJAの担当に聞いたら、JAはまた単独でも共同購入していますと。これは役場の単独のものということを書いていたんですけども、その辺、役場と農協と意思疎通されていないんじゃない。その辺もう一度答弁お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

JA単独でもしかすると、共同購入されている部分もあるとは思いますが、村が共同購入に携わっている場合に、基本的には村の広報紙とか農業委員会だよりで共同購入やりますよということで周知をさせていただいています。基本的にこちらのほうが共同購入しているもので、内容としては、ミカン専用1号、マンゴー1号、有機配合706号、そちらのほうをやらせていただいています。なので、もしかするとJA独自で別でやられているケースがあるかもしれません。すみません、こちらのほうは自分のほうでは把握しておりません。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、課長の答弁は私ちょっと理解しづらいんですが、JAの担当はJAも単独でやっている、20%補助、共同購入でですね。役場も単独でやっている。そういう話を聞いたんですけども、私の聞き違いなのか、理解の仕方が悪いのか、ちょっとはっきりしませんけれども、この辺をはっきり、もう一度確認をしていてください。役場単独の共同購入で、窓口はJAになるんですけども、その辺の扱い方。私が言いたいのは、肥料というのは作物の生育を促すためのものであるもので、ぜひこういった農家のためにも、少しでも割引があれば大変助かると思っておりますので、例えばこれが別々にやっているのであれば、20%、20%ですね。JAと相談して、まとめてJAが20%、役場が20%で、40%やればですね、大変農家としてそのときに買う量として、大変求めやすい価格になると思いますので、例えば今、課長が言った706は40%すると2,024円するものが、1,216円になるわけです。ミカン専用が1,990円するのが40%になると1,201円、農家にとっては大変ありがたい、化学肥料という捉え方でありますけれども、私はミカン専用とか706はこの有機肥料で、有機質の肥料でありますので、これも堆肥と同じような扱いをしてもらいたいというふうに思っております。その辺、もうちょっと検討をお願いしたいと思います。

あと最後に、バラ堆肥について、直接の補助ができないかということをお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 佐一議員の御質問にお答えします。

JAのほうの補助の関係に関しましては、再度、JAとどういった条件になっているかという確認を

して後ほど報告したいと思います。

バラの堆肥に関しましては、今のところ補助がないという形で、今後、どのような形でできるのか、こちらのほうも把握しなければいけない部分がありますので、その辺も考えたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 例えばですね、このバラ、みのりを一袋で買うと村の補助で369円で、約1トンとすると、やっぱり67袋ぐらいかかるわけです。バラ1トンで買うと1万4,600円。上で1トン、袋物を1トン買うと2万4,000円、これ1万円の差額が出るので、ぜひその辺を一応考えてもらいたいと思います。これはなぜかという、以前21年か22年でしたか、そのときも当時の村長に質問したんですけど、バラのものは品質とか流通関係にも問題があって、検討しなければならないということだったので、今はちゃんとしたみのりという立派な会社があるので、そこは品質も流通も問題ないということですので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、もう時間もないですし、そういった水と肥料に欠かせない農業でありますので、農業のために大宜味村農業振興地域整備協議会という条例があるんですけども、これは村の農業振興を図るため、本村に農業振興地域整備協議会を置くということであるんですが、それは現在、活動されているんですか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時12分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午前11時15分)

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

こちらの協議会、今のところこちらが把握している限りは運営はしておりません。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、こういった農業振興に関する協議会もあるので、そういった中で水の問題とか肥料の問題とか、いろんな、ちょっと時間の関係でできないんですが、こういった問題の話も、ぜひこの協議会を持って、これの中でやってもらいたいと思います。最後に村長にお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員から指摘がありました件については、しっかりと担当課で調整しながら、いい方向で進めていきたいと思います。御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時16分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 仲井間 宗 利 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に3番 仲井間宗利議員の一般質問を許可します。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） おはようございます。今朝、冒頭で議長のほうから東日本大震災から10年目を迎えたということで、冒頭でありましたけれども、私は個人的には10年前、たしか震災の3か月後だと思いますけれども、沖縄県の経済団体でその3県を視察並びに見てまいりました。悲惨な姿を目の当たりました。大宜味村のほうも、宮城新昌さんの碑の建立で大分お互い東北には貢献したのではないかと考えております。早めの回復をお祈りしたいと思います。一般質問を行います。

村が管理する道路の危険木の撤去について。村内の何か所で大木が傾き、通行車両などが危険な状況です。世界自然遺産に登録されると、村外、海外からも観光客が多数予想されます。強風などで木が倒れ、事故が起きないとも限りません。事故が起きると管理責任も問われるのではないかと考えております。お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

村の管理する道路の管理責任については、管理者側の過失がある場合について責任はあると考えております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 12月定例会でも道路の整備について質問いたしました。危険木撤去の説明はありませんでしたが、現在、何か所かそういうところがあると思います。令和3年度の村長施政方針の中でインフラ整備の道路整備の中で、安全な道づくり、人に優しい道づくり、自然に優しい道づくり、地域の活性化を支援する道づくりなどを達成するためと言われております。今、事故のあるときは管理責任が問われると言われておりますけれども、特に今年は世界自然遺産の登録が期待されております。そうすると、海外からも観光客が来ます。その件について早めの対策は必要じゃないかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） ちょっと、現状の説明をしておきたいと思っております。現在の現状としては、村道及び基幹農道、そこら辺については通常の維持管理で除草作業や低木とかについてはこの管理の中で除去を行っているところでございます。大木についても、ある程度維持管理の経費の範囲の中で何とか業者を通じて撤去しているところではあります。現在、議員おっしゃるように、道路沿いの木々等がかなり大きく成長していて、なかなか撤去できていない部分がございます。まずは村道管理としてですが、危険木の確認作業が必要かと思っております。そこら辺を確認しながら、今後どのような対策が取れるのか。毎年、大型台風等が来た場合に道路管理者としては非常に注意を払いながらやっておりますが、そこら辺を考えると撤去を考えていきたい。そういうふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今、いろいろ説明ありましたがけれども、この危険木は以前にも台風等で倒れて、撤去という形をやってきましたけれども、この中に、やはり道路沿いでは地主がおりますので、行政としてはよかれと思って撤去したら地主に怒られてですね、苦情がきたという事例も実際にあります。

でも、やっぱりそこは世界遺産を見据えた状況ですので、危険木と思われるところ。あるいは皆さんも御存じだと思いますけれども、レンタカーなどは道があるとどこでも入って行くんですね。そうなってくると、そこに何か障害物等があれば、お互い責任問題も問われてくるかと思います。それを見据えて、早めの村長がおっしゃいました整備のほうもありますけれども、いろいろ対策をして、予算も伴ってくると思うんですけど、やっぱり目の前の整備も必要ではないかと思います。その件について、再度お伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

12月定例議会でも一般質問の中で道路の安全の面でいろいろ話がありましたけれども、その後、私、定例会後1月、2月と、各農道や林道、あるいは集落道を回り、あるいは区長と接見して、危険な木があったらぜひ連絡してほしいということをお願いしてまいりました。ちょうど1月、2月ごろにある程度の確認をしたんですけども、なかなか村内全体を一遍ですするというわけにもいかない状況で、できるだけ危険度の高いところから何とか計画的に対策を取っていききたいという思いをしております。担当課にもそういうふうに伝えておまして、6月議会から、ほんとでしたら補助事業があったら補助事業で対応したいと思うんですけども、なかなかこの件については補助事業が難しいところもあって、6月議会に少しばかり予算をできる範囲で補正をしてもらって、さっきあった危険木の除去、あるいは危険箇所のそういう改修をしていきたいと思っております。これは議員の皆さんにもぜひ理解していただきたいんですけども、6月の議会にはぜひ補正で組みたいと思っておりますので、ぜひ御承認願えたらと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 村長から答弁がありましたけれども、特に先ほどからも言われておりますNHKのドラマがお互い村内であるということですので、それを含めて、観光とつなぐ意味合いでできるだけ予算措置を取れるような形でしていただければ、そういう関係の人たちも来て、大宜味がそういう。どこでもそういう災害というのはあると思うんですけども、その点をドラマの撮影も見据えてやっていただければありがたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で3番 仲井間宗利議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 新型コロナウイルス関連についてお伺いします。

大宜味村では、現時点で9名の方が新型コロナウイルスに感染されました。新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者の詳しい情報が県のほうから入ってこないという状況だと思いますが、2点伺います。

①村内の感染された方や濃厚接触者からの相談や支援の要請などがあつたのか伺う。

②コロナ対策は徹底的にPCR検査をすることだと言われております。昨年9月頃から内地のほうでは民間事業者で3,000円以内でPCR検査が受けられるようになり、現在では那覇市を中心に安価な価格でPCR検査が受けられるようになってきているが、情報収集などは行っているのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①については、これまで感染者及び濃厚接触者本人からの相談等はございませんが、一度、区長から濃厚接触者の件で相談はございました。

②については、県が行っているPCR希望者検査促進事業のことだと思いますが、そういった事業があることはこちらでも把握しております。議員からもありましたように、主に那覇市を中心にするま市、浦添市で実施されており、県が検査費用のうち8,000円を助成しているとのことでした。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあ、まず①からです。

区長からの相談があったというのは、多分喜如嘉のことだと思いますけれども、やっぱり村内には頼ることができないひとり暮らしの方とか移住者の方がいると思います。濃厚接触者とか感染者になった場合、その方々は外に出ることができないわけですから、買い物に行きたくても行けないんです。そうすると、食べるものがない。そういうことをもし村のほうで相談できる窓口などがあれば、今、村のホームページとかを見ても、大体相談するのは県の保健所とかそういうところに相談するようになっていくんですけども、村の福祉課などにこういう相談、感染された方とか濃厚接触者の方が相談できるようなところ、気軽に相談できるところを検討していただけないか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

感染者についての検査とか、そういったことに関するものに関しては保健所等で相談をしていただいております。先ほど買い物とかそういうものができないという話でありましたが、濃厚接触者については、基本的に保健所からのお願いとして自宅待機するようということではありますが、生活にどうしても必要なものに関しては出てもいい。もちろん、買い物も、ご飯を食べることはできないというのは生活上できないと思いますので、そういったものに関しては、必要最小限の行動についてはいいということになっております。そこについてもあくまで強制ではなく、協力依頼という形になります。もし仮に、風評被害とかそういったものの相談等がありましたら、住民福祉課のほうに相談いただくようということで、こちらについてはホームページでも公表しております。その他に関しても何か相談があれば、うちの課のほうに相談いただけたらと思います。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ぜひ、もし困っている方がいれば、住民福祉課のほうで相談していただける体制をつくっていただきたいと思いますと思っております。

次に支援のあり方についてですけれども、本来であれば、国とか県のほうに要請するべき話だと思いますけれども、村独自で、もしできればですけれども、感染者、あと濃厚接触者の方に、今、緊急支援貸付けとかがあると思いますけれども、感染者とか濃厚接触者に対して支援金とかを出すことを検討していただけないかと思っています。それはなぜかという、感染者はもちろんですけれども、濃厚接触者も、先ほど協力とは言いましたが、2週間程度自宅待機、仕事も出ることができなくなります。そうすると、その間、仕事ができないわけですから収入がその分減ります。そうするとどういうことが起こってくるかといいますと、自分の生活が苦しくなる、家族を守るためには仕事に行かないといけなないので、感染者の方に自分は濃厚接触者から名前を外してくれないかという事例が今あるそうです。もしそういう方が感染していた場合、村内での感染拡大が予想されますので、その辺、検討していただき

たいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

感染者については、例えば国保加入者であれば傷病手当金等の補償等もこちらとしては準備をしております。ただ、濃厚接触者については、そもそも、感染者についても一緒ですが、役場のほうで把握できない状況にあります。また仮に把握したとしても、感染者に比べ、濃厚接触者の方に関しては人数も多くなると見込まれます。それに対してどれほどの財源等が必要なのかということも、こちらでは把握できないというのがあります。先ほどお話しがありましたように、社会福祉協議会のほうでも緊急貸付けとかそういう制度もございますので、基本的にはそちらのほうでの支援を受けて、そういった声がほかに必要ということであれば、またその中で検討していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。村内大宜味村では、こども園とか小学校とか、今一つにまとまっている状況で、福祉施設もあります。そういうところで、もし感染拡大した場合、クラスターなどのおそれも考えられますので、やっぱりちょっと濃厚接触者の方にも手厚い支援とかができたらと思っております。

次、②に移ります。大宜味村はいち早くコロナウイルスの検査体制を整え、せきや発熱、倦怠感などの症状があり、コロナの疑いがある場合にはすぐに診療所での検査が受けられるような体制を整えてきました。非常に早い対応だったと評価しております。現在、変異種が沖縄県のほうでも出てきております。今後、4月後半から5月にかけて第4波が来るだろうと言われはじめてきております。

次に、今後取り組んでほしいことですが、無症状の方でも、保険適用外であっても、安価でPCR検査が受けることができる体制づくりに取り組んでいただきたいと思っております。現在、県議会会派でつくったコロナ対策プロジェクトチームが自治体向け、格安検査の説明で市町村を回っているということを伺ったので、先日今帰仁村役場の村長室のほうで一緒に話を聞かせていただきました。沖縄唯一の不活化方式を採用した高精度のPCR検査を行っているようです。もちろん保健所とも連携しているようです。検査したい人を集めて、検体を取って郵便で送るだけのようです。検体採取キットの中に不活化液というのが入っていて、資料をお持ちだと思いますけれども、この不活化液でタンパク質を不活化することで常温輸送が可能になったり、感染能力を阻害することで安全に扱うことができるそうです。この高精度というのがあるんですけども、今までのPCR検査は厚労省がJPN-N2というのみの判定で承認をしているようです。でもそれだと見逃しがまだ多いようですので、今回の提案されていたものでは4つの検査を行い判定することで精度を高めているようです。価格は先ほど村長からもありましたけれども、県が8,000円補助し、個人負担が2,500円となっております。しかし、他市町村ではさらに市町村で1,000円とか1,500円の補助をし、個人負担を減らすことで気軽に検査を受けられる体制を検討しているようです。ぜひ大宜味村でも検討していただきたい。特に福祉関係は多分老人福祉施設などで行うPCR検査は県の補助でやっていると思いますけれども、障がい者施設、あとは学校関係者、観光関係者など安価な価格なら定期的に検査が受けられ、安心して仕事ができるのではないかと思います。これは役場職員でもそうだと思います。第4波が来る前に、村民が安心して、安全に暮らしていけるように体制を整えていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

先ほどもありましたように、この事業に関しては県から8,000円の助成があります。村内では12月以降感染者も発生しておらず、現時点で今すぐこの事業に取り組むということはありませんが、今後の状況によって、またコロナの地方創生臨時交付金等を活用できるか等も踏まえて検討していけたらと思います。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今後の状況を見ながらというと、発生してからでは遅いんです。発生する前から、第4波が来る前から取り組んでいく必要があると思いますので、その辺、深く情報収集、ほかの市町村からの情報収集を取りながら、本当に前面に立って対応していただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、民間のPCR検査機構株式会社という会社なんですけれども、そこから私は説明も受けました。ただ、やはり役場担当課に来てちゃんとした説明をしなければ、対応は非常に厳しいですよということで、役場に説明をお願いしたんですけれども、まだ来ていないようです。正直なところ、この契約を締結するためには10万円の締結費が出るという話までしておりました。さっき議員から言ったように、村が1,500円を出して、本人負担は1,000円にしていくんだという市町村もあるという話も聞いております。ただ、今、課長から説明があったように12月18日以降、本村では感染者が発生していない状況の中で、果たして今、このコロナ対策協議会で協議する段階ではないんじゃないかということで、今のところ、まだしっかりと向こうから、事業者のほうからの説明があれば対処できるのかなという思いをしておりますので、その辺については御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前 11時50分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 友 寄 景 善 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に4番 友寄景善議員の一般質問を許可します。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 質問に入る前に報告しておきたいことがあります。

午前中の議会が終わって11時55分頃、国道へ出るためにJ A支店前で信号待ちをしていたら、米軍の空軍飛行機と思われる飛行機が左から右方向、大宜味方向から国頭方向に、ちょうど目の前を通っていききました。これは2月16日に確認した飛行機と同じものだったと思います。私は信号が青になって、大宜味の自宅の方向に向かいましたので、その後の飛行経路はよく分かりません。とても低い高度、本当に低空飛行で国頭のほうへ行きました。我々議会としても、抗議決議をしてもさらにこういうふうな低空飛行があるということに本当に憤りを覚えます。ヨーロッパの米軍基地があるところでは、イタリア、

ドイツ等では国内法が優先されるそうなのですが、我が日本はどうなっているのでしょうか。まさに米国法を優先してやりたい放題、日本の主権はどういうふうになるんだろうというふうにして、非常に憤りを覚えたことを、今この場をもって皆さんに報告しておきたいと思います。それでは質問に入らせていただきます。

総合福祉センターの整備について。

総合福祉センターの整備に関する質問は今回で三回目になります。私は、同じような質問を三回も質問するという事は望むところではありません。本望ではありませんが、総合福祉センターの整備がどうなるのか目に見えてあまり確認できない。もしかして、優先度、補助事業がないということで総合福祉センターの整備が立ち消えになるんじゃないかという思いもありますし、今回ぜひこの場で、村の本気度、意気込みをぜひ聞かせて、総合福祉センターの整備を図っていただきたいということで、同じような質問を三回目になります。いまだ整備できていない主な理由として過去二回の答弁において、補助事業での実施が厳しい、財源の確保を含め検討していきたい。財政の厳しい状況下で、優先度の問題でなかなか着手できない。地域の皆さんの声を聞きながら方向を決定していきたい。等と答弁しております。次の点についてお伺いします。

一点目、現在の進捗状況はどうなっているのか。

二点目、令和3年度における具体的な検討計画はあるのか。

次に2点目の結の浜地区の土地利用計画についてお伺いします。

この問題についても3回目になりますが、結の浜については、ころころ事情が変わりますので、その都度質問をしてどういう状況になるかを確認したいという思いで質問しております。過去二回における主な答弁内容として、北側の防風林、防潮林の整備計画は現時点ではない、今後利用計画の見直しを行うので進捗に応じて検討していく。南側の産業用地及び村民海浜公園の位置は、ホテル企業を誘致し平成30年2月に出店協定を結び、双方で事業検討を進めている。土地利用はここ数年の村の動向、優先する施策、財政面、社会情勢などを踏まえ慎重に、より効果の高い施策となるよう検討を積み重ねて取り組んでいきたい。等と答弁しています。次の点についてお伺いします。

一点目、令和3年度における土地利用検討と年次計画はどうなっているのか。

二点目、ホテル企業の誘致計画はどうなっているのか。以上、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①につきましては、前回の一般質問において議員から、旧大宜味小学校の提案がありましたので、今後も社協と調整をしていきたいと考えております。

②につきましては、令和3年度の具体的な検討計画については、既存施設を活用した整備に向け場所の決定を行っていききたいと考えております。

2の①につきましては、土地利用計画において、主なものとしては、出店協定に伴う宿泊施設関係、結の浜海浜整備、公園・スポーツ拠点施設整備が予定されており、海浜整備に関する取組を優先的に進めているところです。

②につきましては、ホテル事業者の状況について、コロナ禍において大変厳しい状況であることを伺っているところですが、出店協定も継続しており、首都圏の緊急事態宣言解除後、新年度において、

村の進捗等の報告や今後の取組について調整を進めていくこととなっております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 総合福祉センターの整備については、旧大宜味小学校を検討していると、今年度で場所の決定を行いたいということがあります。これだけでは答弁内容が弱い。村の意気込みはあまり感じられない。人は、人間は、よくヨーロッパの言葉でゆりかごから墓場までということが言われております。これはイギリスの労働党が戦後、社会保障の充実を求めてスローガンに掲げた言葉でしょうが、今はゆりかごからじゃない、生まれる前、その前からいろいろな政策、福祉を要求しています。子供に恵まれない方には不妊治療とかありますし、おめでたしたときは妊婦健診とかいろいろありますし、生まれてからもいろいろな施策を展開しなければならない。人間は成長して亡くなった後も、いろいろ福祉の手助けを必要としている方々がたくさんおります。例えば児童福祉、子供たちの件、あるいは母子、寡婦、福祉とか障がい者福祉、高齢者福祉、言葉では簡単ですが、障がい者についても様々な障がいを、障がいのある人々がおります。こういった方々は今何が必要か。いろいろ必要なんでしょうけれども、行政の対応がうまくできていないので、光が当てられていないというふうな感触を私は受けているわけです。村の福祉関係の担当部署としては住民福祉課を中心にいろいろやっております。また、社会福祉協議会、地域包括支援センター等、それと一心福祉会で福祉事業を大々的にやっておりますし、民間の事業所もあって福祉事業を展開している。かつて大宜味村は福祉の村と言われておりました。確かに、福祉事業推進したおかげで住民福祉の向上と人口増、村民の活性化にもつながってきたのは事実だと思いますが、今私が述べたこれらの関連団体、組織、総合福祉センターを整備して、そこを核として連携を密にすればもっとさらにいい福祉事業が展開できるのではないかと。今、ただ総合福祉センターと声高に叫んでも、一体どのような施設をつくるのか、はっきり言ってイメージがあまり湧いてきません。村外ではあちこちやっているところがありますけれども、大宜味村では大宜味村ならではの総合福祉センターの整備が必要であると思います。これまで答弁にありましたように、財政状況が厳しい、補助事業がない等々の答弁がありました。補助事業がなければ、財政状況が厳しければそれなりの、今村が対応すべきことはあると思います。補助事業がなければならぬこの事業は事前に検討して進められると思います。補助事業がついてからすぐ着手するというよりも、先ほどから申し上げているように、どのような形の福祉センターにするのか、事前に、補助事業がなくてもやるべきことはあると思います。そういう総合福祉センターの整備、検討委員会でも立ち上げて、この事業を進めていかなければならないだろうと思います。もちろん場所の決定とかありますが、その中に中身をどうするのか。それを決めれば、大体おのずと場所等も決まると思いますので、補助金がなくても、住民、関係機関を巻き込んで大宜味村ではどのような福祉センターがいいのか、そこをしっかりと議論して進めていくべきだろうというふうに思っております。令和3年度の予算書を確認しても総合福祉センター関連の予算は、今確認できませんけれども、検討していきたいという村長の答弁がありました。これは待ったなしの事業であると思います。優先度云々を通り越してすぐに進めなければならない事業、予算がないじゃなくても、話し合い、議論を先行して進めていくべきだと思いますので、今年度に、ぜひ総合福祉センター整備検討委員会を立ち上げて、どのような福祉センターにしていきたいか、そういうことを議論して整備を図るべきだと思います。最後に問いますが、総合福祉センター整備検討委員会を立ち上げてぜひやってもらいたい。どうですか、村長の意気込みを伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっきお答えしましたように、令和3年度に具体的な方向を検討していきたいということでお答えしました。そういう面で、やっぱりこれからいろんな形で沖縄県内、もしくは県外からも多くの障がい者やいろんな方々が、大宜味に定住の可能性が、今情報入っております。その辺についてもしっかりと調整をしながら受入体制をどうするのかということも検討しながら、この総合福祉センターについても、ぜひ前向きに3年度は計画を立てていけるようにしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） やっぱり、村としてもしっかりとその辺は、総合福祉センターの整備は認識していると思います。村の総合計画もありますので、しっかりとそこを踏まえて、ぜひ今年度中で検討委員会を立ち上げて、具体的な議論をして、目に見える形で強力で推進して行ってほしいと思います。補助事業があればそれはいいんですが、なければいなり知恵を絞って、形はいろいろあると思います。新築とか、あるいは既設の施設を利用する。これは村の考えにもありましたが、ぜひ議論を深めて、進めてほしいと思います。この件に関してはこれで終わります。

次、2点目の結の浜の土地利用計画。現時点もいろいろあるようですが、この結の浜の埋立ての土地利用計画については、当初と現在では本当に違っていると思います。計画はあくまでも計画、当初の計画でありまして、あれから10年以上もたっていますから、社会情勢、経済情勢、村民のニーズ等も大分変わっておりますので、その都度都度、また計画も見直してやっていくというのが村の基本的な考え方だろうと思いますが、必ずしも計画に縛られるというんですか、計画を尊重しても縛ると、また村民が喜ぶような、納得するような土地利用計画にはならない。村民が納得するには、その時代というんですか、社会情勢に応じた土地利用の計画をしていかなければならないだろうというふうに思います。現在も具体的な計画がなければ、計画があつて、事業着手については海浜公園とか、今年度はいろいろやるという答弁でありましたが、私が一番気にしているというか、やっていただきたいのは、前にも質問しましたが、安根川の右岸から活性化センターに至る海岸線、そこは防風林、防潮林が整備されておられません。前回の質問でもこれは要望したんですが、今海岸沿いに土砂が積まれておりますが、これはどういう性質というか、何の土砂ですか。防風林、防潮林、整備とは関係ないと思いますが、どういう類いの土砂が盛り土されているんですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 友寄景善議員の質問にお答えします。

北側の海沿いのほうに土砂が台形の形で盛られています。大体高さ2メートル程度で盛っております。こちらは一部は大川川のほうから出た土砂、搬入させてもらっているものと、一部はほかの土砂災害等のもので出たものを整備させてもらっているんですが、内容といたしましては、公園・スポーツ拠点施設整備の計画の中に北側については一部公園用地として一番北側の広いところですね、看板が立っているところになりますけれども、そこは今、あけている状況、御存じだと思うんですが、そこは今後の駐車場とか公園とかというようなイメージで残しているところがあります。そこに今、盛られているところは防風、防潮林の対策のための場所になっていますので、その計画に合わせた土砂の盛り方を、お金をかけないような形で盛らせてもらっていると。今後、土砂が盛られたところに何か地域住民と一緒に、防風林、防潮林の整備を一緒になってできないかということで、できるだけ地域住民が一緒になった取組、また財政をあまりかけないような取組はできないかということ、今、観光協会のほうからもいろいろ提案があつたりしていますので、それで取り組んでいきたいと考えているものです。以上

です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今の土が盛られているところは、大川川とか、要するに産業、何か工事で出たものを仮に置いて、この防風林、防潮林を整備するという直接の目的ではないわけです。私は、土手が盛られているのを見て、ああ、防風林、防潮林の整備もやるのかなという淡い期待感があったものですからこういう質問をしているんですが、やはり防風林、防潮林というのはある程度金をかけないとできないと思います。土砂もいろいろ、肥料とか有機を混ぜたりしていい状態にしてやらないといけないし、何よりも樹種の選定、苗木ですね、これは何を植えるかということ、専門家の意見を聞いて選定しないといけないし。もし、これが決まったら果たしてこの苗木は園芸業者とか資材屋にあるのかなのか、なければ前もって注文しておくとか、あるいは植える木が大きければ、まさに根回し、政治での悪いイメージの、根回しじゃないですよ。大きな木を根回して、根切りして、植えて、活着、定着しやすいように根切りもさせておく必要がある。そして時期の問題。年から年中、いつ何時植えても木が活着するわけではありませぬので、そこら辺も含めて、事前にこの計画をしておく必要がありますし、防風林、防潮林を整備した後は内側の土地利用も生きてくると思います。平行してやると中側に施設ができて、できなくて防潮林、防風林がなければ北風、潮風、潮をまともに受けて公園とかの機能が半減するので、ぜひ防潮林、防風林の整備、先ほど課長から答弁があった何らかの仕組みづくり、婦人会なり子ども会なり、いろんな団体に割り当てたりして、これはぜひ、村みんなで作る防潮林、防風林でもいいたろうと思いますし、知恵を出し合ってぜひ早めに着手してやってほしいなという思いがあります。

それから今、土地計画があるが、事業はあまり進んでいない。特に先ほどの安根川の北側のほうは、本当にススキが生い茂って荒れ放題。世界自然遺産の候補地である村としては、村外、県外からのお客さんも頻繁に通るだろうし、ああいう荒れた状況を見てどう思うか。那覇から北上して、大宜味村に至る道路で国道沿いで、荒れた土地は思い出そうと思うんですが、思いつかないんですよ。まさに大宜味村だけが目についている。昨日、おとといは東日本大震災の復興の様子を伝える映像がありましたけれども、表現悪いんですが、本当に東日本大震災の映像とかぶるものがあるんですよ。村として、そのままほったらかしていたら本当にイメージダウンでありますから、そのまま放置するのではなくて、何らかの形で整備してほしい。全面ススキだと、ススキが欲しい方もいるかもしれない。それは民間の方に売却というんですか、無償譲渡でもいいですからあげて。土砂も積まれています。当面利用する計画がなければ、土砂を欲しがっている大宜味村内の人もいるはずですから、これを村民に利用してもらおう。いつまでもああして山積みにするのでは本当にみっともない状況ですので、そこをちゃんと整備して、もうできたら芝を張ればいいんでしょうが、芝を張れなくても埋立て当初は水が溜まって、水草が出て、野鳥も飛来していた。あの頃はよかったんですよ、ああ、野鳥も来て、水辺で遊んでいる。本当に心が癒やされる。そういう場所であったのが、だんだん廃れてきて、本当に見苦しい状況になっておりますので、そこはぜひ、この予算もどうなるかわかりませんが、ちゃんと整備して、今後観光客の増が期待されますから、大宜味村のイメージアップにつながるような整備をしてほしいというふうに思います。この点について、この北側の整備、村としてはどうお考えですか。整備に向けた考え等はありませんか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。北側のほうですね、今予定と

してはスポーツ拠点施設の整備計画の位置ということで当初は学校の予定地だったところを変更させてもらって、スポーツ拠点施設の整備地になっているところです。いろんな事業があつて、残土の受入でそのような状態になってしまつてそのままということになりましたので、大変やっぱり申し訳なく思うところでありまして、今の御指摘、議員御指摘のところをしっかりと十分に受け止めて、すぐにはできないかもしれないんですが、次年度の当初予算時期までには検討して、何らかの対策、また対応をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員から、今提案等がありましたけれども、やはり海岸沿いの築山というのはどうしても早めにつくらないと、潮風が吹いてきて大変だなという感じを、いつも朝通つて感じております。この残土処理をするにおいても、しっかりと自分たちである程度絵を描いてやるような方法ができるんじゃないかなと私はいつも思っているんですけども、今後の残土処理においてはぜひその辺を検討しながら、進めていけたらというふうに思っております。さっきからありますスポーツ公園用地になっております、その場所についても残土処理であちこちに盛つてしまつて、木が茂っている。この木を処分するのも大変な費用がかかってくるというふうに感じております。それについては、業者にぜひその辺の措置を、最後にはしっかりと活用できるような形で造成してもらつてほしいような仕組みづくりをすれば、村の予算を使わなくてもある程度の見やすいような方法ではできるんじゃないかなと思っておりますので、今後の残土処理について、しっかりとその辺を指導しながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） やはり現状ではちょっと見苦しいので、ぜひ状況を少しでも改善してほしいと思います。そこは更地にしたら広っぱになりますから、いろいろな形で使えると思いますよ。本格的に公園にする前に、例えば養殖施設、海のそばでするので養殖場をやるとか、あるいはまた広っぱですからフリーマーケットとかもできるだろうし、何らかの形で活用している姿を見せないことには、本当に策がないと、大宜味村何考えているのと言われても返す言葉がありませんので、経済活動は止められませんが常に何かを展開して、大宜味村の活力あるところを見せつける意味でも、ぜひ状況を改善してほしいというふうに思います。

それから次にホテルの誘致についてですが、以前、ホテルの話がありまして、今非常にコロナ禍で厳しいというところがありますが、ホテルの誘致については、正式に住民にどのような形で説明されたかはよく把握しておりませんが、ホテルが誘致する、ホテルが来るということですね、例えば県外に住んでいる人がこのホテルで働きたい、勤めたいということで住所を移してきた人もいるかもしれないし、あるいはまた農家の皆さんにとってはホテルに食材を提供するためにこういう畑の準備をしようと思つて、準備をしていた農家もいるかもしれません。ですから、はい、ホテル誘致ができませんでした、最悪の形でできませんでしたとなれば、こうして事前に準備した方々にも大変な不利益を与えますので、ホテルの誘致については、既存の宿泊を営んでいる業者ともしっかりと話し合つて、村民に丁寧な説明をして進めていくべきだろうと思います。ホテルをあてにして大宜味村で生活している人がいますので、そこら辺は丁寧にしっかりと理解を得ながら進めていってほしいと思いますが、そこら辺、村長どう考えますか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。ホテル締結は、平成28年の2月に締結しておりますけれども、企業からの要望で、どうしても海浜整備の方向が見えないと着手しにくいということがあって、この海人会の同意を得るためにこの期間、大分時間がかかりましたけれども、やっと先だって大宜味海人会の全員の同意を得ることができて、これから議会が終わりますとルートインのほうに報告をして、そういう海浜整備の状況も説明して、ホテルをどういうふうな形でできるのか、向こうがちゃんとしっかりとした計画ができているのであれば、それを村民に説明する必要がありますから、その辺はしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ホテルの建設、海浜公園の整備についてですが、今、予定されているところの近くには認定こども園があります。子供たちも住んでいるし、仮にホテルが道挟んで隣になると相当近くになりますから、風紀上の問題とか子供たちの心身の、心の安定、落ち着かなくなるとかいろいろ影響が出ることも予測されますので、そこら辺をしっかりとまた選定して、そういう場所がないか調査して、あるいは保護者、地域の方たちにもしっかりと説明して、皆さんにできるだけ、全部が全部、全く賛成という方はいないかもしれませんが、できるだけ村としてこの状況を丁寧に説明して進めていってほしい。どんどん事業を進めて後でこうなりましたとかじゃなくて、その前段階からしっかりと村民に説明して、事業を進めていってもらいたいというふうに希望を申し上げて、私の質問はこれで終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で4番 友寄景善議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 貢 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 質問をします。まず、ふるさと納税について。

委託契約で締結した事項（事業者名、日時、期間等）はどうなっていますか。

2番目に、村内の事業者が提供している返礼品の個数と金額等はどうなっていますか。

3番目に、企業版ふるさと納税について現在の進行状況はどうなっていますか。

村行政全般についてお伺いします。

1番目に、広報2月号4ページの令和3年度会計年度任用職員募集について、現在の申込み状況はいかがですか。

2番目に大宜味村観光協会の設立以来、取組に対する評価はいかがですか。今年度以降、補助金の推移はどうなりますか。

以上、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。1の①については、ふるさと納税の事務委託として、株式会社ラクセスイノベーションと本村のふるさと納税の返礼品に関する当初のシステム開発から、毎年度ごとに契約締結を行い、業務を遂行しております。

②につきましては、29の事業者で、現在サイト上で掲載している返礼品で140品目ほどとなっております。金額につきましては、寄附金額として1万円から84万円まで設定されております。ぜひとも村ホームページのふるさと納税特設サイトを御参照いただきたいと思います。

③につきましては、企業版ふるさと納税の制度では、総合戦略に位置づけられた事業で、国へ申請し認定を受けた事業が適用されるものとなっております。現在、総合戦略の策定業務も進行しており、その内容において企業版ふるさと納税に対応するための考え方も示させてもらっております。

2の①につきましては、地方公務員法等の一部改正により、これまで臨時、そして非常勤職員を令和2年度から会計年度任用職員制度に移行し運用しております。令和3年度の募集については31の職種から23名の募集を行っておりますが、3月11日時点で8名の申込みがございます。

②につきましては、観光協会が設立され間もなく、コロナウイルスにより取り組みに厳しさがあったように伺っていますが、ター滝駐車場の指定管理業務やコロナ感染防止対応など、また村と連携したOMTクーポン事業など誠意取り組んでもらいました。当初の活動目的への実績は、いまだ、まだまだと感じられますが、世界自然遺産登録への取り組みなど、これからも連携して頑張ってもらいたいと思います。なお、補助金につきましては、次年度も今年度同様継続いたします。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ふるさと納税の①についてですが、ふるさと納税が始まった年度から、このラクセスイノベーションの会社のほうとの契約でよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

当初システム開発から一緒になって進めております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 契約のほうは、1年契約でよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

単年度契約で毎年契約を行っております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ふるさと納税についての制度で、包括的請負型自治体より請負業者への丸投げから、あと地元誘導型行政商工会会員、請負業者が一体となって取り組むという形があるのは御存じでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

様々な方法が制度的にもあるというのを知ってはおります。ただし、その運用方法については、かなり、個人情報も含めて取扱いのものとか、かなりしっかりとした体制でやらないといけないということもありますし、運用方法、委託の方法とか、いい条件でやっていかないといけないというところがありますので、今、やっているところです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） お伺いします。

私のほうで聞いていたことで、まず10あったら、5のほうは村の行政の事業で、あと3のほうは地元産品のほうの品物として、あと20%、2のほうは委託業者のほうの経費、それプラス輸送だと聞いているんだが、それでよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

細かくは若干違いますけれども、基本的にふるさと納税制度の寄附金額に対して約50%が事務委託に係るもの。事務委託だけではなくて、返礼品とかそういったものに係るもの。残りが寄附金として村の収入に入るものというイメージで考えてもらいたいと思います。また、事業者へ行く委託料は率が違います。幾らの金額に対しては幾らの率というものが契約の中で決められておりますが、こちらについては公表は控えさせていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） これは、2番目のほうになりますけれども、返礼品等の個数と金額、カタログじゃなくて実数なんです。つまり年度年度で、特に今年のあるでしますと、12月末でたしか2億4,000万円にきています。だからそうしますと、その割合のほうで、私のほうで5割のほうの行政の自主財源というのもすごく魅力あるんですが、3割のほうで、地元の産品関係、これを贈り物としてされるということであれば、ずっとこのことについて前回、課長のほうでその3割は大きな地域への経済効果だと思っているということと返答をいただいているんだが、その実数が見えてこないし、そういう話が聞こえてこないものですから。ちなみにこのほうでやっているラクセスイノベーションからは、そういうリストは来ないんですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 答え方はちょっと難しいんですが、リストはホームページに載っているということで理解してもらいたいと思います。ホームページにふるさと納税の特設サイトがありまして、ラクセスイノベーションがそのシステムを開発して、提携して載せていますので、金額、事業者名、全て載っていますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） カatalogじゃなくて、その実数がありますか。ずっと前から聞いているのは、カatalogというか、見せるものだけであって、実数的に幾らのほう、どの事業者、やんばる酒造とかいろんなどころが、あとマンゴー関係、それは実際にどのような形になっているのか。それをお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

ちょっと質問の趣旨が理解できなくて申し訳なく思っています。

この返礼品については、システムで寄附金に対してどういう返礼品を寄附者が求めるかということで、全てこのシステム上で分かることになっているので、ぜひ企画観光課の担当のところにお越しいただいて、そのシステムのデータを確認していただければと思います。そうすると分かるようになりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村長にお伺いしたいんですが、今回、第6次大宜味村行政改革大綱及び実施計画の策定の中の基本の3で、自主財源の確保というのがございます。実は先ほど、包括的請負型と地元主導型、実は地元主導型のほうでやられている市町村がかなり出てきているし、また包括的から地元主導型に移そうという話が進んでいる自治体も周りにもございます。大宜味村は人材をもって資源となすのであれば、この本事業が終わったら包括請負型は苦勞、企画、工夫、広報をしない、本事業が終わった

ら、企業が抜けたら何も残らない。ただ、地元主導型ですと苦労はするんです。かなり汗かきます。あと本事業が終わっても人材、ノウハウが残るということで、そういうことでこの事業の見直しとか近隣の市はあれですけども、近隣でそういうことがあるということは私は聞いていますが、できれば、今帰仁村あたりでの実績としては2人雇用、あと公用車、あと修理費の積立金に幾らか、900万円単位とか回しているというの聞いております。この点、すみません、できましたら村長のリーダーシップというか、村長の考えだと思います。お答えのほうをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 御質問にお答えいたします。

これまでも開発当初から地元の企業でできるようにならないかということは、検討はしておりました。しかし、村の事業者といいましてもシステム、特にシステムの使い方が大変重要になってきます。そのシステムについてはネット社会ですので、個人情報扱いというのも丁寧にしていけないといけないところで、それができる事業者が今のところ村内には相談もしておりますが、ないと、またできないということも話になっています。なので、ぜひそういった事業者が、我々も人材をもって資源となすということで育成していくということも必要かもしれませんが、しかし、今構築できているこのシステムを止めてまでやるということは想定はしていないので、今後も、やはり村民の、村の事業者ということで、これをやっていきたいという事業者がやはり出てきたら、そういったところはしっかり考えていきたい。今の事業者ともそういう話は進めていますので、そういうところで御理解いただきたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） すみません、事業者というか、民間の事業者じゃなくて、商工会、あとで出そうと思ったんですが、観光協会あたりがそれに関してせつかくビジターセンターとか、ああいうところもつくっていますし、あと隣で指定管理者の会社の方も全国的にそういう関係のこともやっている人だと思うし、そのノウハウも十分にあります。ここの点についての検討をお願いします。

続けて、議長。広報2号の4ページの令和3年度会計年度任用職員募集について、村長のほうで答えの中で、21人の定員に対して8名だということを知ったんですが、それでよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 23名の募集のうち、答弁書作成時のときには8人となっておりますが、こちらに来るときに確認したら今現在で12人ということになっておりまして、日々辞退者も出たり、申込者もいたり動いてはきておりますが、募集定員に届いていないのが実情でございます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 次の観光協会関係に対するものもありますので、集落支援員、エコツアー関係、観光関係、定数は何名で現在申込みは何名ですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 集落支援員につきましては、我々企画観光課のほうの事業で募集をかけております。観光関係、エコツーリズムの関係で4名、定住関係1人と商工の関係で1人ということで、計6名の募集をかけているところですが、定員6名に対して、今4名の応募が来ているということです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

- 7番（宮城 貢） すみません、観光協会関係では4名の定員ですが、申込みは何名になりますか。
- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

観光協会関係というものは、観光とエコツーリズム集落支援員ということでよろしいかと思っておりますので、今4名に対して2人です。

- 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。
- 7番（宮城 貢） 今日、午前中の質問の中にも出てきております。先ほど村長のほうから、大宜味村の観光協会の取組についての評価ということにはありましたけれども、私のほうでも新聞記事等で把握した件があります。2022年度前期、NHK連続テレビ小説は沖縄やんばるとしたドラマ「ちむどんどん」と決まっております。3月4日の琉球新報には国頭村の知花村長は、舞台としてやんばるを取り上げることは歓迎する。村民から問合せもあるが、具体的なことは分からないので、情報を収集したいと述べ、金城 茂観光協会会長は、撮影場所を国頭にしていただけたらPRになる。放送後はやんばるに行ってみたいという観光客も多くなるはずだと話しております。また、NHKの関係者は大宜味村観光協会の職員の案内で数回、大宜味村内喜如嘉区、笑味の店、豆腐屋など取材に来ております。先ほど村長もこのことは御存じだということで、観光の定員ですね、これは今年度というか、募集は満たすことはできそうですか。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

観光協会の事務局の話ではない、集落支援員ということで理解をしたいと思うんですが、集落支援員についても、先ほど総務課長からもありましたように、今定員は来ていない状況ですので、それを満たすようには努力していきたいと思っていますところですよ。

- 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。
- 7番（宮城 貢） 先ほどのふるさと納税の件にもつながります。今回の大宜味村第2次観光振興基本計画の7ページ、このほうは、課長のほう、大宜味村担当課の評価と策定委員の評価ということでありますけれども、これは課長のところでよろしいでしょうか。担当課の評価という。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） はい、企画観光課でございます。

- 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。
- 7番（宮城 貢） この中にもふるさと納税についてと一番差が、担当課の評価と策定委員会の評価が丸っきり、100とゼロ%になっているのが、観光受入体制コーディネーターの育成は、担当課の評価としては100、でも策定委員はゼロ%というか、つまり人材だと思うんです。ちょっとお願いしたいのは、やっぱり今回の集落支援員とかをやる中で単年度の契約で、単年度単年度なんですか。そうしたら同じように分かると思っておりますけれども、やっぱり大宜味村でずっと生活、仕事とかというか、いろんな面でやるにも。あとこの事業に関しては来年度で終わるというのも聞いたんですが、それでよろしいでしょうか。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

集落支援員制度という総務省の過疎対策の事業になっていまして、それを活用して特別交付税に算定

されてきます。それでそういうものを活用しながら、今までは賃金職員ということでの対応のものであったんですが、それを今の制度で、会計年度任用職員ということになっていきますので、会計年度任用職員としては、毎年度契約というか、雇用の契約になっています。その毎年度やりながら、更新は本人の意思に基づいて、または我々が継続していくかどうかと判断しながらやっていくものですので、基本的には単年度ということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） すみません、聞き漏らしたのが、観光協会の評価、取組については伺ったんですが、今年度以降の補助金の推移については答えられていますか。人件費のほうとか、あと事業費のほうとか、そういう関係があると思いますが、それは5年、10年とどのように変わってくるのか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

先ほど村長からも答弁はありましたけれども、次年度は継続はすることになっています。ただし、今、収益事業とか観光協会のできる分はぜひ自主運営ということを目指して頑張ってもらいたいということを行っていますので、その見通しがどのくらいのものというのはまだこちらも持っていませんが、5年、10年、早いうちに自主運営ができるような取組を頑張ってもらいたいということで位置づけて、予算もやっております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 最後になります。今回の観光振興基本計画の65ページのほうに、ちょうど長寿の里、茶寿の里ということで、ちょうどいい形の、今回NHKのドラマの中で長寿とかアツタイグワとか大宜味でよく使われている用語がもし出てきた場合のあれで、本当に長寿の里を再復活じゃないんですけれども、そういうことで、実は外国人が見つけた長寿幸せの生きがいという本があります。この中に大宜味村のお年寄りを、外国のスペインの方かな、取材に来たときのものを書かれていますけれども、ぜひとも長寿の里のほうの取組に関して、4つのキーワードの中の一つであります。これを全面的にまたPRしてもらって、観光関係とか大宜味村の村づくりのほうに貢献できるような形でお願いしたいと思います。以上になります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時24分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時34分）

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に9番 安里重和議員の一般質問を許可します。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 皆さん長い時間お疲れさまです。それでは一般質問に移りたいと思います。

低炭素社会構築事業について。今回、私これ2回目の質問ですけれども、次の点について伺います。

①、平成29年度事業大宜味村LED防犯灯取替工事で喜如嘉住区・大宜味住区において会計検査院に指摘された手抜き工事の47ヶ所全ての各区の数量をお伺いいたします。できましたら田嘉里から順を追って数量をお伺いしたいです。

②、大宜味村LED防犯灯取替工事（1工区）及び（2工区）の予定価格及び最低制限価格、請負比率をお伺いいたします。

③、修繕費の積算は、担当課でおこなった積算価格なのか、それとも請負業者なのか、又はコンサルタントが積算した価格なのかお伺いいたします。

2つ目の結の浜海浜整備事業について。結の浜海浜整備基本計画策定業務が令和元年度からスタートしましたが、現在の進捗状況をお伺いします。

3つ目、村管理の跡地活用計画について。この一般質問は、昨年9月定例会にて質疑を行う予定でしたが、訳があり、取り下げた3問のうちの1問です。それでは質疑を行います。

国頭地区行政組合消防本部大宜味分遣所や一心療護園跡地及び旧大宜味村立診療所・喜如嘉保育所・塩屋保育所の跡地活用計画をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①につきましては、令和元年12月の会計実地検査において適切とは認められない施工箇所として、47か所の指摘がございました。

各区の内訳につきましては、田嘉里区8か所、謝名城区8か所、喜如嘉区5か所、饒波区6か所、大兼久区7か所、大宜味区3か所、根路銘区5か所、塩屋区2か所、屋古区1か所、田港区2か所となっております。

②につきましては、1工区の予定価格につきましては8,062万9,560円、最低制限価格が7,196万9,369円、請負比率は89.301%です。2工区の予定価格につきましては3,048万8,400円、最低制限価格2,700万5,204円、請負比率は88.593%となっております。

③につきましては、手直し費用の積算につきましては、土木工事標準積算基準書を参考に担当課において作成しております。修繕請負契約につきましては、第8回定例会において令和2年12月18日付で予算承認後、令和3年1月15日に締結しております。

2の①につきましては、基本計画策定業務といたしまして、策定委員会を4回開催し、3月11日に基本計画の策定となりました。その他の業務としては、環境調査を実施し完了しております。

また、海浜整備を行うに当たり、行政や関係機関、漁業関係者への同意も得る必要があります。地元の漁業関係者においては同意をいただき、今後、羽地漁業組合を含め、名護、今帰仁、本部漁協への同意を得るために行動を予定しております。

3番目に、大宜味分遣所、一心療護園跡地、喜如嘉・塩屋保育所跡地につきましては、今後、民間活用により運用を図ることが検討されておりますが、コロナ禍の状況で保育所跡地については、保留としております。

旧村立診療所につきましては、改善センターや芭蕉布会館も連動させられるような工芸に関する整備の検討をしているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) たしか、私たちがこのLED事業、手抜き工事についての話、説明を受けた中で、大宜味住区と喜如嘉住区だけが手抜き工事があって、塩屋住区にはなかったという報告を受けたんです。それでその47か所という数字が出たと思うんです。今、私は塩屋住区、実質、私各部落みんな調べたんですけれども、塩屋住区だけは調べませんでした。津波住区にも8基あります。津波が6基、宮城が2基あります。今、塩屋住区を、抜けた数量でいいますと、喜如嘉住区と大宜味住区の数量は私の調べた数量と合致します。その中で、今、喜如嘉住区と大宜味住区、津波住区を入れて50基、その中にはとんでもない手抜き工事があるんですよ。基礎を切断して埋設していると。規格外が埋設されていると。そういう話があったんです。私は、各区長たちからそれを意見聴取して聞き取っていますから、それは間違いないことだと思います。その点どう思いますか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) お答えいたします。

塩屋住区が入っていなかったということでの説明があったということですが、LEDの1工区にしましては、喜如嘉住区、大宜味住区で1工区。2工区につきましては、塩屋住区のほうでの整備を行っております。今回この会計検査のほうで指摘を受けましたのは、1工区と2工区のほうであります。3工区につきましては、津波住区になっております。

変形基礎のお話にお答えをいたします。今回指摘を受けましたのは、根入れ不足の箇所と変形基礎の部分の指摘でありまして、基礎の切られている部分というのは一緒に指摘を受けているところでございます。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 今、この塩屋住区まで入れますと、55基になるんですよ、数量が。この数量自体の積算の根拠ありますか。それと指示を受けた平面図、位置図とありましたら提出できますか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) まず、箇所数についてでございますが、1工区につきましては喜如嘉住区、大宜味住区で42か所、2工区のほうで塩屋住区のほうで5か所で計47か所となっております。指摘を受けた箇所が47というところでございます。今回、47か所の位置に関しては、後ほど資料として提出したいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 積算のほうの話をやっていききたいんですけども、この積算価格は担当課で行ったと聞きましたが、これは100%の単価なんですか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 令和元年の12月に会計検査の受検をいたしまして、その後、指摘を受けて1年近く会計検査院とのやり取りを県を通して行ってまいりました。この手直しに関しましても、村の考え等を県のほうにお伝えして、県のほうの指示を仰いで積算したところであります。100%かというのは、通常の積算よりも、通常通りの積算の価格ですので100%となっております。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 私はこれ、なぜ100%なのかと聞くとですね、わざと請負比率を聞きました。その工事をやるなら、直接工事した人たち、この89%の単価で行うべきじゃないですか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この平成29年度にまず1工区のほうの契約のほうを行っているんですが、その1工区、2工区とも契約のほうは完了しております。今回、この手直し工事に当たっては修繕の請負ということで新たな契約をしておりますので、この請負比率のほうは適用はせず、そのままの価格で契約をしております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、新しい工事の発注ですか。手直し工事です。とんでもない話ですよ、これ。この中に、当初から仮設費、一般管理費、現場管理費、安全管理費、仮設料全部含まれていると思うんですよ。その分をさっ引かなければいけないんじゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） そちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、県のほうとの調整の中でこのような形になっております。御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） いや、これは全く理解できません。これ工事の二重発注ですよ。例えばですね、この工事が10年前、20年前にやっているんでしたら修繕とかは分かりますよ。これは新品ですよ、全く。今実際1台当たり幾らになっているか分かりますか、1基当たり。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

まず、先ほど指摘が、根入れ不足と変形基礎という2つの指摘があるということでお答えいたしました。根入れ不足につきましては単価のほうで7万4,409円、変形基礎については10万1,952円となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今言った単価ですね、全く違いますよ。私が計算したら1基当たり22万1,849円するんです。だからあなた方が現場管理費、一般管理費、全て二重計上で業者に与えているということなんですよ。どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 繰り返しの答弁になりますけれども、こちらのほうは県との調整の中で作成しているところでございますので、御了承願いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、県の担当の方、後で教えてもらえませんか。今私たちですね、この議員10名、各分野の専門がいるんですよ。単純に私は土木が専門ですよ。吉浜覚議員たちは行政の専門ですよ、宮城貢議員は建築の専門ですよ。各専門がいるんですよ、行政関係、観光関係もみんないるんですよ。そんな話の中、これ通ると思っていますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） そうですね、こちらのほうはやはり、さきの定例会でもたくさんお叱りを受けておまして、また村民の皆さんに大変御迷惑をおかけしてですね、村長のほうにまで責任をとっていただいたんですが、やはり予算計上をしたときの、修繕費ということで予算計上して、その承認を元に修繕請負の契約を行ったところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

- 9番（安里重和） 修繕契約という話ですから、新たな工事の発注ですよ、あなた方ね。じゃあどのような指名業者がありましたか、ありますか、どこか業者が。ないでしょう、1社でしょうが、相手は。これ新たな工事の発注？ そうじゃないですよ。そういうことを言うんでしたら、逆に言えば業者との癒着になりますよ。私はですね、この積算価格全く違っていると思っているんですよ。やるんでしたら、直接工事費だけでやるのが本当だと思っています。これが新しく発注したという形でしたら、それだけの資料が全部ありますか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） この業者選定に当たりましては、やはりさきの議会でも御説明申し上げましたが、応分の負担で改修を行っていかうということでの物でありますので、1工区、2工区請け負った業者にそのまま修繕させた経緯でございます。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 私ですね、このLEDの各部落、区長たちに相談しながら、相談というよりも私調査行ったときに、私は逆に励まされましたよ。これはしっかりと決着をつけないといけないと。この件に対してはとにかく頑張ってくれと。三、四名に言われましたよ。この工事、手抜き工事している。まず、村自体が積算価格なのか、半額を折半する、まずこれ自体から間違っているんですよ。この積算の根拠、提出できますか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 設計書のほうは後で提出したいと思います。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 修繕工事ということですから、先ほど言いましたけれども、この書類関係、例えば工程管理、施工計画書、そういうことが全てありますか、これは工期いつまでですか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 修繕ということですので、各書類全てそろっているわけではございませんが、工期につきましては、年度内を目標にやっているとござります。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） じゃあ、これは県とも相談を行ったんですか、書類が必要ないということは。今、書類がないという話ですよ、単純にはね。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 工程表とか、そういった書類ではなく、設計書のほうは作成、やはりお互いで負担するということですので、その費用をまず求めないといけないところから、手直しの工事の方法なり、そこら辺全て掲載のほうの了解を得る必要がございましたので、そういった意味でこの設計書のほうは作成しております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） いや、私が今言っている話は設計書じゃないんですよ。まず、新しく100%で工事発注しているわけですから、その仕事の順を追っているかと聞いているんですよ。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 通常の工事の発注とは違って、修繕、請書のほうで行っているところから、やはり写真等の管理は国のほうに報告義務がござりますので、そこら辺は行っているところではござい

ますが、通常の新規の工事とこの修繕の請負というところでの書類が全て一致するかというところでは当たらないところもございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今言ったことは全く通用しませんよ、私たちには。工事を発注したら、順序よく手順を追って初めて工事に着手できるんですよ。書類もなくて工事に着手する、とんでもない話ですよ。例えばですね、私、変なことも聞いたんですけども、当初は修繕工事に3名来ていたと。それ以降に7名ほど来て、なんでこんなに多いのと聞いたら、村がお金出すから大丈夫だよと、この作業員たちはそういうことも言っていたみたいです。それをどう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今の話は、ちょっと確認できておりませんので、何ともお答えのしようがございません。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私が思うにはですね、折半、半分、この金額の521万3,450円で私は全て工事できると思っているんですよ。村が負担するこのお金ですよ。なぜかというと分かりますか。材料は何も買いませんよ、新品そのものがあるんですから。資材は買わないんですよ。撤去と埋設のやり替えなんですよ。どうでしょうか、その辺。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

この500万円余りで全てできるんじゃないかということのお話ですが、ここはやはり積算に基づいての半分ということでの予算計上をさせていただいているところですので、そこはできないものだということでの予算計上となっております。新規のものはないんじゃないかというお話がございましたが、先ほど指摘箇所でも申し上げましたが、変形基礎の部分については、一旦この基礎のほうをやり直すということになりますので、その部分については新規になるということで理解しております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、今言った変形がどうのこうのと仰いましたよね。そうしたら47基じゃないですか、55基じゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この元年の12月の会計実地検査のほうでは1工区、2工区のほうでの指摘に関して、さきの議会のほうで手直し工事費用、修繕費のほうで計上させていただきましたので、あくまでも47か所となっております。その47か所のうちの22か所が根入れ不足で、25か所が変形基礎の部分の手直しの修繕となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） これ津波住区にもその予算は入っているんじゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 繰り返しの答弁になりますが、さきの議会で提案した手直し工事費用につきましては、47か所分の費用でございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私はですね、この工事に対して全く納得していませんから、これからも追究し

ていきます。先ほど言った平面図、位置図、積算根拠の提出をお願いしたいと思います。

結の浜については飛ばしまして、村管理の跡地活用計画についてです。一心療護園跡地と大宜味分遣所の跡地、面積的にどれぐらいあるのでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今現在、その土地につきましては、賃貸借を行っているところでございますが、田港481番地の1のほうで8,342平米、748番地の6のほうで1,822平米となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、賃貸とたしか言ったと思うんですけども、これは本当に賃貸貸付けをやっているのでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

平成30年9月1日より貸付けのほうを行っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、私は賃貸貸付けかと聞いたんですよ。賃貸ですか、無償ですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 賃貸料を取ってでの、有料での貸付けとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） たしかですね、これは私、前回9月のときに聞いたんですけども、その後委員会のほうで、たしか大城邦彦議員から確認があったと思うんですよ。そのときには無償で取り壊しの条件という形の話は私は聞いたんですけども、どうなんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

平成30年9月に、今現在の賃貸借を行っている業者のほうから、貸していただきたいという申出があったときに普通財産の貸付け交付要綱に基づいての算出で貸付けを行うプラス、3年間の退去後には上物を取り壊してもらえないかというのを条件につけて契約をしているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 貸付金額、㎡当たり、一月に何円でしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今現在、年額としてお答えいたします。

141万6,400円の年額となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、山口建設が終わったと思うんですが、新栄さんが向こうを借りていますよね、新庁舎跡地。たしか山口建設の単価を聞いたら、㎡当たり一月13円ほどだと。13円で、例えばこれは同じように計算したら何百万円になりますかね、これ1年間。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 新栄建設のほうは、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんが、先ほども申し上げましたが、普通財産の貸付要綱のほうに、不動産評価額の6%で貸し付けるというものに沿って計算している単価でございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 普通財産どうのこうのと言ったって、周りはそうは思いませんよ。同じ土地の賃貸なんですよ。それならそれなりに同じ単価で計算すべきじゃないでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

こちらにつきましては、村のほうは要綱に沿って事務のほうを行っておりますので、その要綱どおりに単価を定めて契約しているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今の141万6,400円掛ける3年は424万9,200円、その賃貸料をもらった後に無償で取り壊しをやるんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

契約書のほうの第10条のほうに解体撤去ということで乙、今借主のほうですね、乙は建物については貸付期間満了後に解体撤去しなければならないということであっております。しかし、この解体撤去のほうを全て行うことは、やはり契約のときに難しい、アスベスト等の費用が大分かかるということで、基礎の部分は残して、基礎以外の部分の上物については無償のほうで取り壊すということでの契約となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 上物だけの取り壊しですね。単純な。基礎は残るわけでしょう、今の話では。パイルも残るわけですよ、そのままね。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 御指摘のとおり、基礎の部分、パイルの部分は残ります。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私は、取り壊すより取り壊さずにそのまま利用できたらいいなと思っているんですよ。まだその建物を見てもそんなに劣化していないですよ。まだまだ十分使える建物に見えます。これは私の考えですが、村長が村の施政方針でも説明したように、大宜味村公共施設等総合管理計画に基づき、未利用の土地建物については、賃貸や売却の検討に組むとのことですが、財政は今、非常に厳しい中、やっぱりその貸付期間を、全ての賃貸に変えて、現金に換えたほうがいいと思っています。貸付け期間が終了しましたらその後、取り壊すのか、売却するかということ考えたほうがいいのかと思っています。村長どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） たしか取り壊しの費用が、基礎まで入れて300万円ぐらいかかるということを知っておりますけれども、今契約のほうでは上物は撤去するということでもあります。しかし、今、議員がおっしゃったように、やっぱり活用したいというところが出てくる可能性があるわけですよ、農家の皆さんとか農機具の格納庫にしたいとか、そういう声があったときに、その辺についてはやっぱり今借りているところと調整して、この取り壊す分を何とか村に入れてもらうような方法も調整できるんじゃないかなというふうには私は思っております。できることでしたら、やっぱり、私も何度も上まで上がって、上部も防水をきちんとされていて、相当頑丈なコンクリートの強度も大分あるみたいですから、

その辺について、やっぱり今借りている側とも、一応終了したときには調整しながらやっていきたいと思っております。実はこの建物をつくる時、ちょっと記憶がないんですけども、その辺、一心療護園をつくる時にもそうでしたけれども、パイルはおそらく打っていなかったんじゃないかなと思うんですけども、

(「跡地は打たれています。」と呼ぶ者あり)

○ 村長(宮城功光) 非常に沼地だったものですから、以前は何か松の丸太を敷いたりしてやって、基礎を打ったりした記憶が少しあるんですけども、周辺するときにですね。その辺についてはちょっと調整しながら、利活用できるのであれば、今後もそういうふうにして、そのままの建物の状態で払下げをするかどうかというのも今後検討していきたいと考えております。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 今村長がおっしゃったように、多分あの時代は松杭を結構打ち込んでいると思います。その中で、コンクリート杭、パイルですね、それを打ち込んでいると思います。私が、なぜ壊さずに利用したほうがいいかなという思いはですね、やはりここ、最近村営喜如嘉短期住宅、そこを売却しましたよね。村の最低予定価格より約18倍の単価で売れているんですよ。それも見込める状況ですから、あの建物はまだまだ、私は20年は十分持ちこたえると思います。そういう面で、もう一度、村長最後に一言だけお願いします。これにて私の質問を終わりますから。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) 今、議員から提案がありましたように、ぜひそういうふうな形で、そのものを活用できるような方法ができれば、そういうふうな調整をしていきたいというふうに考えております。

○ 議長(平良嗣男) 以上で9番 安里重和議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議 員

○ 議長(平良嗣男) 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 1、安心・安全・健康で拘束のない生活について。

(1) 本村は、こども医療費窓口無料化が高校卒業まで対象となっているが、特に歯科検診で小中学校の要受診者の数71名に対して要受診なのに未受診の数39名。折角の窓口無料化なのになぜ要受診なのに未受診の数が多いのか、対策はないかとの質問に対し、今後は学校、保護者、歯科診療所と連携し、学校保健委員会としても虫歯治療に関して対応していきたい。また、送迎関係に関して実行できるようにしていきたいとの答弁があったが、どのような対策をとったか。

(2) 2月16日、米軍のMC130J特殊作戦機とみられる飛行機が大宜味中学校付近の上空での低空飛行が確認され、3月4日に村長と議長は「大惨事に繋がりがかねない」等として、沖縄防衛局と外務省沖縄事務所へ住宅地上空等の飛行訓練中止を求めた。村の抗議文では住宅地上空の飛行を「大きな不安と恐怖を与える行為」と指摘している。村議会は2月24日に抗議決議と意見書を全会一致で可決。決議書と意見書では、①民間地とやんばるの国立公園上空の米軍機飛行訓練禁止②やんばるの国立公園内の世界遺産登録早期実現・環境保全への全面協力③日米地位協定の抜本的見直しを求めている。やんばる地域は生態系、生物多様性に優れ世界自然遺産候補地にもなっている。また、昨年3月に本議会でやんばるの自然豊かな山林を源とする多くの河川とダムは、水清く良質で豊富な水量を有し、中南部への主要な水源地域となって県民の水ガメとして大きな恩恵を与えている。沖縄本島の生活や経済活動は、安

定的に水が供給されるという前提で成り立っており、良質な水の供給を続けるうえでも水源地の自然を良好な状況に保つことが重要であり、県全体としてこれまで以上に水源地域へ目を向けていく必要があるとして水源基金創設に関する要請決議をして、県知事、県企業局長、県議会議長へ要請をしている。しかし、村長は住宅地上空の飛行を「大きな不安と恐怖を与える行為」と指摘して住宅地上空等の飛行訓練中止を求めとしているが断片的である。私たち村民や県民の命、暮らしや貴重なやんばるの自然を守っていくためには、経済、社会、環境のバランスが重要であると考え。そのバランスを保ちながら、持続可能な発展を続けるための担保を求める抗議や要請は必要ではないか。

(3) 村は、2018年に村立農村環境改善センター前バス停留所の待合所施設屋根の腐食劣化で危険なので撤去要望が区長からあり撤去をし、新たな設置は県バス協会に要望していると言っているが、バス利用者が雨や日差しが強い日の利用に支障をきたしているがいつ設置できるのか。また、約3年も待合所施設がなく村として妙案はないか。

2、透明性や公平性、公正性な行政運営について。

(1) 12月定例会で村長は、予定価格の事前公表については、公表することにより予定価格が目安となって、競争が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易におこなわれる可能性があることから、村としては契約締結後に公表する。最低制限価格の複数設定については引き続き検討すると答弁をしている。公共工事の入札契約を巡っては、建設投資の減少や競争の激化等から地域の建設業者の疲弊や下請け業者へのしわ寄せが生じている。このため、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著となっており、このままでは、将来における公共工事の担い手が不足すると懸念されている。予定価格は設計価格であり、入札価格は予定価格に近いほうが適正で健全と考える。したがって、予定価格の事前公表することにより入札額の高止まりになるというのは筋違いと言える。繰り返し特定の業者との契約や最低制限価格との入札割合がほぼ100%で、工事施工や検査の杜撰さが浮き彫りになった事例は癒着そのもので、官製談合疑惑が延々と続くかのように、LED防犯取換工事の施工に会計検査院が手抜き工事を指摘され、工事の是正するため、手抜き施工業者と折半の負担だとして修繕費を予算執行している。品質確保を追求し真面目に工事に取り組む業者や村民に理解の得られる入札制度や検査制度等の透明性や公平性、公正性な行政運営への前段として予定価格の事前公表と最低制限価格の複数設定の改善はないか。

(2) 旧塩屋小学校跡地活用事業「バナメイエビ養殖事業」と称して運動場で養殖場を設置し事業を展開している。しかし、旧塩屋小学校跡地活用事業賃貸契約者の一般社団法人Aの事業目的は、地域貢献、教育活動、観光推進をテーマにした活動を目的とし、その目的のために次の事業（省略）を行うとしている。養殖事業を展開は、別法人B（法人Aの代表理事も取締役を兼ねている）が実施していると思われるが事実はどうなのか。また、法人AやB事務所の所在地も塩屋の同一地番である。なぜ、事業者からエビ養殖のため事業計画変更及び貸付物件の現状変更の承諾をしたのか。村立学校跡地活用基本方針では、学校は、地域に開かれた生涯学習、スポーツ等の活動の場所として利用されており様々なコミュニティ活動が行われてきた。また、災害時には避難所となる体育館は地域の防災活動の拠点として重要な施設で、閉校後も体育館、運動場の機能の存続は地域から求められているのでそれらを考慮するとある。ところが、12月議会で今後、基本方針に則り活用をどのように推進していくのかとの質問に対して、村長は現入居者である一般社団法人Aの事業計画に沿った事業計画であり、その計画には複数あるため、全てが整ってはいないが、スポーツツーリズムの塩屋湾の活用や特産品販路拡大、開発など、

村の課題解決に資する事業であると捉えているので、今後も連携して推進していきたいと考えていると答弁をしている。しかし、これまでに区民運動会、アートフェスティバル等に活用されていた運動場にエビ養殖事業は運動場の機能の存続は地域から求められているので住民は問題として捉えている。また、一般社団法人Aは活動目的の事業にエビ養殖はないので、契約者ではない法人Bを立ち上げ、事業計画があるとして事業を展開しているのではないのか。この学校跡地はこれまでに地域の愛着やほこりを培いコミュニティを形成する絆は、地域社会にとっては重要であり、跡地活用基本方針に考慮し、元の状態に戻して住民に活用させるべきと考えるがどうか。

3、地域の経済基盤の確立について。

2019年全国1741市町村所得（年収）総務省発表を基にしたランキングがネットで大宜味村は1741位、平均所得205万5,173円と発信された。また、2020年のラスパイレス指数を示す県内の市町村職員給与が示され大宜味村は11位で97.4の指数と、2019年度の1人当たりの給与費486万円と公表され格差社会を印象付けるものであり、村民所得を上げるための対策が求められている。

(1) 村の振興を担う戦略作物と位置けているシークワサーを今年度は、各取扱業者とも全量買い取るとの情報もあり、今年度の村内の生産量（出荷量）、生産額、未出荷量はいくらか。また、12月議会でシークワサー専業農家が平均所得205万5,173円の農業所得を上げるためには、目安として1kg当たり140円で計算すると面積約3,000坪、収穫量約24tとなっているとの答弁している。村は、過去に1kg当たり450円の指標値や取引価格があった事を記憶にあると思う。シークワサー産業は、所得にどのような効果をもたらし、収穫期の労働力確保の問題をはじめ課題が山積し経営安定への対策が求められている。農家の経営基盤強化や農業次世代が自立できる本村のシークワサー（加工用）の農業経営技術指標でどれだけの面積や収穫量（本数）が必要になるか。

(2) 塩屋漁港に目的外使用の日東商船塩屋漁港営業所が設置されていて、塩屋－伊江島－伊是名－伊平屋航路案内所の看板も表示されている。12月議会で村長は、今年の4月就航を目指していると答弁しているが、就航はいつからか。また、同社と思われる商船会社が塩屋から与論・沖永良部へ7月から就航予定と報道があるが、それぞれの事業の概要説明を求める。また、事業計画に期待と不安がある中、事業が展開することにより、漁港や周辺環境への効果と影響をどのように想定しているかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 議員質問の1の（1）歯科検診の未受診の件につきまして、その後についてですが、その後、学校保健委員会を持ちまして、話し合いを持ちました。その中で、やっぱり基本的には保護者の意識の問題であると。その保護者の意識を変えるような、変えてもらいたいという意見が出ました。それから歯科診療所の送迎の件につきましては、現在のところ実施はしておりませんが、村立歯科診療所も送迎に関しては協力してもよいとのことでしたので、今後については送迎の方法を検討し、保護者等への通知を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の（2）につきましては、今年2月中旬に大宜味村住宅地上空を大型輸送機が低空飛行しているこ

とを踏まえ、3月4日に直接、沖縄防衛局及び外務省特命全権大使に対し、大宜味村結の浜地区における米空軍のMC130J特殊作戦機による低空飛行について抗議してまいりました。

我々の村民が生活する上空を低空飛行していたという人命にかかわる危機的状況であったことも含め、緊急に抗議する必要がありました。決してやんばるの森上空にても米軍機による飛行を容認するわけではありません。

(3) 喜如嘉第1バス停につきましては、平成30年8月にバス停上屋の腐食劣化で危険であるので撤去してほしいと区長からの要請があり、撤去を行いました。

新たな設置につきましては、令和2年6月19日に沖縄県バス協会に要請しております。

引き続き当該停留所の上屋設置の早期実現に向けて要請してまいります。

それから2の(1)については、第8回定例会においてお答えしましたが、契約担当課と事業課において検討した結果、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから村としては、契約締結後に公表してまいります。

最低制限価格の複数設定につきましては、令和3年4月以降の入札から実施に向けて準備を進めております。

(2)につきましては、今後の進行について、住民への説明を十分に行い、安全・安心であることを第一に進めていくことが条件となることを伝えているところでございます。

それから3の(1)につきましては、12月一般質問と同じ答弁になりますが、現段階、村内の出荷量を一番多く取り扱っているJAおきなわの1キロ当たり140円を目安にするのが妥当だと考えており、140円で沖縄県の最新版平成25年度改訂農業経営指標で計算すると面積が約3,000坪、収穫量約24トンとなります。

今年度の村内の生産量等は現在集計中ですので、参考に令和元年度の本村が集計して把握している生産量は約1,533トン。生産額は約2億2,000万円。未出荷量は把握しておりません。

(2)につきましては、前回答弁した4月就航を目指している経路は、起点知名漁港～与論港経由～終点塩屋漁港で、現在、把握しているのが、令和3年2月12日付で沖縄総合事務局長から一般旅客定期航路事業許可が下りております。旅客定員60名1日2往復で、新型コロナウイルスによる社会情勢を踏まえ、令和3年7月就航を目指しているそうです。本村としては、人の流動があるので観光等いろいろな経済効果に期待をしております。

なお、塩屋→伊江島→伊是名→伊平屋航路につきましては、許可の申請をしているとは聞いておりませんので、未定だと思っております。

なお、詳しい内容につきましては、来週日程を調整して計画をお伺いすることになっております。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後 3時31分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午後 3時35分)

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 答弁漏れがあるということでありますけれども、一般社団法人Aのことだと思わなくても、そこはナカニシさんという方がエビ養殖の企業、琉球フーズの役員でもあって、その辺の関係で事業を進めてきているところでもあります。指摘されている件、分かりますけれども、内容については課長のほうからしっかりと、今、村が対策取っていることを説明させますので、御理解いただきたいと思います。

(「対策じゃなくて、事実かということ聞いています」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えいたします。

この(2)の上のほうから6行目ぐらいですか。法人の関わりですけれども、貸している事業者としては一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターです。これは12月でしたか、その質問のところでも話はしてもらっているところですが、一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターの傘下に社団法人、ユーティリティーセンターの理事長ですけれども、こちらの方と琉球フーズ株式会社という事業がエビ養殖をやっておりますが、法人のユーティリティーセンターの代表のほうが大きく出資をした会社となって、琉球フーズの新しい社長を据えて社団法人の傘下として申請をしてもらって、事業承認をしているということになりますので、事業承認を得た事業ということで、こちら事業計画に乗っています。それは販路拡大とか大宜味村の特産品になるような活動ということで、ほかの事業もありますけれども、それとその事業計画に沿った形で進めていこうという事業内容になっています。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 今、課長からユーティリティーセンターの下部組織だということで、琉球フーズの事業だという説明がありました。契約しているのはユーティリティーセンターとやっているんですが、ユーティリティーセンターは、この一般社団法人で、目的は当法人は地域貢献教育活動観光振興をテーマにした活動を目的とした、その目的に資するために事業をします。その中に傘下と言いながら、農林水産業のものはうたわれていません。そしてこの一般社団法人の性格は、営利を目的としない法人を指しているんで、ユーティリティーセンターは特記事項ではB社が目的としている農業畜産業及び水産業に畜産物の製造、加工、築造、運搬及び販売はないことになっております。それでこの住民説明会では経過説明はバナメイエビ養殖の現況についてということで、ユーティリティーセンターや琉球フーズ括弧になっているんですけども、経緯のほうで、これは平成30年4月19日に公募により一般財団法人ユーティリティーセンター新規設立ということになっております。(シージュース株式会社、所在地田港)ということになっているんですけども、謄本を見ると、令和2年5月1日移転ということで、これはシージュースはなっているけど、このユーティリティーは4月5日に法人設立されています。そうしたら、登記は塩屋小学校になっています。そしてなぜ4月19日にユーティリティーセンターと契約ができたんですか。おかしいんじゃないですか。公募の情報では、私が記憶しているのは、シージュースが選定の優位性というのは教室でシークワサー加工を展開する計画の優位性から選定されていると記憶をしていますが、シージュースじゃなくて、シージュースもさっき言った会社A、Bもみんな塩屋小学校になっています。それでそういうことで、実際は応募はシージュースでやって、契約はユーティリティーとやったんじゃないですかと思われるんですけども、それで経緯の学校、一番の平成30年4月9日、学校跡地利用活用事業として賃貸契約をしているとあるが、どこで契約したのかというのはユー

ティリティーということになっていると思うんだけど、何で事業を応募したシージュースじゃなくてユーティリティーと契約して、そして事業目的にもない展開をしているかと。そして令和2年2月10日に事業者から改築承諾依頼と令和2年3月10日、事業計画変更及び貸付け物件の現状変更の承認回答大宜味村となっているが、どこでこれは契約しているのか、それをもう一度、この変更依頼を出した業者と、承認はもちろん同じ業者だと思いますけれども、会社名を教えてください。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この公募をかけたときに、要綱の中で新規事業者を立ち上げることが可能となっておりましたので、新規事業者を立ち上げる前はシージュース株式会社の代表のほうで申請をしております。その申込みのときにこういう会社を立ち上げますよと、一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターを立ち上げますよということで申込みをいただきました。契約はその大宜味ユーティリティーセンターで契約をして、登記をしてもらっているという状況になって、今の事業展開になっています。令和2年度の、去年の今頃ですけども、当初、正月ですね、塩屋小学校のグランドゴルフをやっているところで、私はいなかったんですが、区民の皆様の方に事業説明、こういうのをしたいんだけどということであったようです。その後、2月にもう事業をしたいんだけど、改築をしていいですかという文書が来ました。ただ、その改築だけでは我々は認められませんのでということで、話を、協議を一緒に進めながら、法的なものを確認しながら、3月の状況で変更承認するための契約書に基づく手続をしてくださいということで、一般社団法人のユーティリティーセンターのほうに求めております。その中の事業するものとしては、傘下である琉球フーズ株式会社が事業を展開していきますよというところになっています。社団法人というのは、営利を目的としないわけではなくて、営利はできます。ただ、株式会社みたいに営利の中からみんなに回していくようなことができないと書かれているはずですので、そこは私たちは、それはできないとかということは特に問題はないと思いますが、事業展開としては、事業申請に基づいて承認して、ただ、本当に大きな迷惑というか、村民とか村民以外にも、県民にも、全国的にも迷惑かけた事業になっておりますので、今後しっかり住民説明をしてもらいながら、今後どうしていくかというのを今調整を図っているところです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、ユーティリティーと変更契約承認しているという説明でしたけれども、一般社団法人は営利はできないということで、これネットで見たら営利を目的としない点ですということになっております。それで優位性というのは、シークワサー加工場を塩屋小学校内で売るからということをやっているんですが、実際はエビ養殖に変わっているんじゃないですか。なぜこんな便宜を図るかということで。そしてさらに住民説明会では、この次第の（3）のパナメイエビ養殖現況について、経緯の公募によりユーティリティーセンター選定（株式会社所在地田港）となっているけど、私、謄本から調べました。532番地、村長所有の土地です。これだけ便宜を図ってね、何でこんな大きなことを起こして、一般社団法人と言いながら、この事業が本当に展開できるのか。今日は確認だけに止めます。一応、当たり前、便宜を図らずにちゃんとやるべきじゃないかと思っています。これは区民だまし、村民だましです。シークワサー工場をつくるからということで、それを優位性でやっているのに。それで記憶しておりますので、今回はこれで事実関係だけをさっき言ったものを取り出しています。次へ移ります。

契約の関係ですけれども、先ほど村長が最低価格の複数制度は4月からやっていきたいと。前回と同じに予定価格はだめですというふうな話をしておりました。しかし、私、役場から求めて公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてということでした。その中で総合評価方式、さっきの入札制度の矛盾を変える制度があって、総合評価方式というのがあって、公共工事における入札で、価格だけで評価していた従来の入札方式とは違い、品質を高めるための新しい技術者のノウハウを評価する、新しい方式ですということと。あと地域維持契約方式とかあります。そして高止まりするというのは、特定法人における分が高止まりするのであって、最近、伊平屋や本部、今帰仁の衛生組合で談合事件が発生しています。そういう意味でも、そういうものを回避するためにもぜひ必要と思っています。それで高止まりするというのは、私は詭弁だと思っています。村長が影響力を持ちたいからというふうな形でこう思っていますが、実は工事が終わったら、工事成績評価を通知しているのか。それを聞きたいと思います。それでほかの方々のところでも聞いておりますけれども、これを通知しているのか、それを確認していきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 完了後の評価のほうは、現在のところ行っておりません。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 事実関係だけです。次回やります。それで今回シークワサー問題だけど、シークワサー問題の価格の設定が、実はさっき課長に渡しているけど、ああいう3,000坪では経営できません。実質的にできるのは幾らか、検討をなさったらそれを答えていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 質問にお答えします。

沖縄県の農業経営指針、こちらのほうはあくまでも参考という形になります。こちらのほう北部の露地栽培の方法で具体的に計算しており、農家一人一人が利用状況の実態に合った修正や追加、更新等の補正をかけて、農家の経営の目安と考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 3,000坪と言っているんですけど、収穫がその1人で収穫することになっております。すなわち、この3,000坪は1人で4か月かかっても収穫できません。2,400坪、それでやると単価が163円になります。それを次回検証して、補正かけてからというふうな話もあったんだけど、地域に。その辺をきちんとやって農家の所得を上げるように努めてください。以上で終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

大変御苦労さまでした。

(午後 3時51分)

令和3年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和3年3月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年3月15日 午前10時00分)

散 会 (令和3年3月15日 午前10時50分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同意 第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質疑 付託省略
2	同意 第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質疑 付託省略
3	同意 第3号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
4	同意 第4号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
5	議案 第5号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第6号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
7	議案 第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
8	議案 第8号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算(第8号)	質疑 委員会付託
9	議案 第9号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	質疑 委員会付託
10	議案 第10号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	質疑 委員会付託
11	議案 第11号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑 委員会付託
12	議案 第12号	令和3年度大宜味村一般会計予算	質疑 委員会付託
13	議案 第13号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質疑 委員会付託
14	議案 第14号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
15	議案 第15号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託
16	議案 第16号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質疑 委員会付託
17	議案 第17号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算	質疑 委員会付託
18	議案 第18号	大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第3号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第3号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって同意第4号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第5号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第6号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第7号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 歳出のほう、7款1項1目14節、芭蕉布会館トイレ新築整備工事コロナ臨時交付金80万円となっております。

それから繰越明許補正で、村立芭蕉布会館増築工事276万5,000円となっております。そして、あと12月議会で設計委託料とかコロナウイルス交付金で新設工事のものが出ているんですけども、それに加えて308万5,000円、繰越しが276万5,000円、差額が32万円とあると思うが、その説明と、それからなぜコロナ対策で、ほかにも村立の施設のトイレがあるのに、芭蕉布会館のみか。また工事や事業名が違う、補助対象事業がなっているのか、その辺の説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜議員の質疑にお答えいたします。

この12月に補正を組まさせてもらったとき、相談をまず受けました。コロナの対応でどうしても芭蕉布会館のトイレのほうを手当てしてほしいというところで、芭蕉布組合のほうからの要請があつて、まずやっております。といいますのは、芭蕉布会館のほうで、1階のほうが一般の利用者ですね、来館者等が使うトイレであればよかったです。従業員、組合の皆さんが働いている2階のところの皆さんと一緒に使うことになっています。トイレは1階にありますので、一般の利用者が、また従業員と一緒に使ってしまうと、もともと会館は見せるというよりも作業場であるというのが、今は意味合いが強くなっていて、また人間国宝であります平良敏子さんが、まだ現役で働いていますので、それから一般質問でも大山美佐子議員から質問がありましたけれども、高齢化している従業員、組合員の方々が、一般の利用者、来館者と一緒にトイレを利用するというのは避けたほうがいだろうということで、我々もそれを考慮して、まず芭蕉布会館のほうのコロナ対策でトイレを2階のほうに増築しようということでの計画で上げさせてもらいました。当初、見積りをもらいながら、計画を立てて、見積りで予算を12月に上げさせてもらったんですが、やはり積算で計画を上げていったときに、やはり不足分が出たりとなっておりますので、それで上げています。また3月1日で、一般質問でもお答えさせてもらっているんですが、3月と4月に積算単価というのが改定がありますので、そちらに合わせられるようにということで準備をしていくもので補正を増とさせてもらって、進捗については、一般質問でお答えしたような形で、設計がなかなか見積りが取れなかったとか、そういったものも含めて延びてしまったこと。あと積算単価基準の見直しがこれから発生するというのも含めて、あと受ける業者がなかなか見つか

らないというところが想定されて、繰越しを想定した取組になっているというところを御理解いただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） コロナウイルス交付金とか、コロナ臨時交付金とか、表示が違うものがあるんですよ。それで新築整備工事と増築事業とかばらばらだが、事業が違うのか。それと、あと12月議会に設計料と工事費と、そして今80万円を加えたら308万5,000円になります。そして今回繰越が276万5,000円になって、差額が32万円ある。なぜそうなっているのか。それも一応求めたんですけども、今の2点目、名称と広報で出ている新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金、これを見ると、ちょっと当てはまるのはどれになるかなと思っているんですけども、その辺の説明をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この金額が30万円ほど違うということの話は、まず設計の費用が当初そこまで必要ないということをやっていたんですが、やはりしっかりと積算をして、見積りをもらってやったときに30万円ほど増額にならないといけないということになって。そこは費目の中で流用させて、対応させてもらいましたということが増えていものがあります。あとそれぞれの名称ですね、コロナ交付金とかコロナ臨時交付金というものがばらばらになっているのは、記載ミスということではないんですが、基本的には地方創生臨時交付金というところの、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金というのが正式名称であるんですが、省略したりとかというところのものになっていると思いますので、すみません、そこを御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 詳しくは委員会で聞くんですが、約32万円ですけども、繰越金が32万円少なくなっているんですよ、逆ですよ、さっきの説明と。32万円少なくなっているから疑問に思っています。それも今、答えられなければ……。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 全ての明繰りというのは、限度額であって、今年度で使ったものもあります。そういうことで理解していただきたいと思います。例えば工事でも、今年度で処理しているものは予算よりは引かれて繰越しがあると思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 確認もしたいし、またいろいろ聞きたいのもあるんですけども、新庁舎の工事費ですけども、令和3年度は委託設計ということで聞いておりましたが、建築工事というのは企画観光課にあるんですか、これは新庁舎の工事請負額になっているのか。その辺をちょっと。ページですね。

説明資料の25ページ、2款1項1目、これは建築工事とあるんですが、これは庁舎の工事ですか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 大城議員の質疑にお答えします。

こちらは新庁舎の建築工事になっております。先ほどの質疑内容で設計という話があったんですが、設計自体は令和2年度で契約は交わっていて進んでいるものとなっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは、本音で、まだまだこの場所について納得していないところもたくさんあるんですが、もうそれぐらいは進んでいるもので、今さら言っても後戻りはできないと思うので、反対とは言いませんけれども、この経緯について、最初の頃に、私が反対はしました。最初の予算提案で。その中で、この新庁舎建設基本構想の中に、この評価のもの5か所あります。その5か所の評価を、これを広報なりで公表してくださいということでお願いした経緯があるんですけども、これはいまだに公表されていないのはなぜなのか。

あと1点、この基本設計の報告書で、この議会の平面図があるんですが、その面積等が分かれば、図書室、議長、副議長室、議員控え室、それは面積が分かれば今答えて、分からなければ後でもいいんですけども、その辺、お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

広報紙に載せるということでございましたが、広報紙ではなくて、庁舎の建設の概要版があって、それで各世帯には配布が行っていると思いますので、それで公表されているという認識でお願いしたいと思います。

面積ですね、面積については、またすみませんが、委員会等、後ほどお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） なぜ公表しないかということは、この評価の問題が、今住民にとって、私も3人ほどから聞かれたんですが、今の、現時点が一番評価でよかったんですよということを聞かれたものですから、「いやいや、5か所あって一番最低ですよ」と私が言ったら、みんなびっくりしているんですよ。一番評価がよくてこっちに決定したという人が多々いますので、その辺をやっぱり村民に理解を求める上でも、ちゃんとした公表をすべきじゃないかと。こういうことで5か所あって、5か所の評価点数、内容、そのほうはきっちりやらないと、住民も今のままではほとんどが今の場所がよかったん

じゃないかというふうに、もう言葉は悪いんですが、勘違いしている人がいっぱいいるので、その辺をひとつお願いしたいと思います。

あと1点、この面積が分からなければいいんですけども、ある方から電話があったように、議会のこの面積を見て、監査室が必要じゃないかと。監査室、特別に、これは。私も監査委員をして、この方から電話が来て、ああ、そうだなということ初めて、自分の身にしみて感じたんですけども、やっぱり今まではこういった委員会室とか、前にあった図書室とか、こういうところで村の監査をしていたんですけども、やっぱりこの監査資料の中では大変、個人的な情報も多々あるので、これは公にできないような書類もたくさん置かれているので、その辺はきちんと、監査は監査するときの書類が保管できて、監査委員、監査事務局員しか出入りができないような、1室は私もぜひ必要と思っているんです、これは。この方から電話あって初めてぱっと感じたんですけどもね。考えたら、この平面図を見たら、だから面積をさっき聞いたのはそこなんです。これは工夫すれば、どうにかできるわけなんです。別に議員控え室なんて、これはどれぐらいあるか分からないけれども、こんなにいっぱい必要ないと思うんですね。そして図書室も、以前の説明では何か、村民も利用できるようなことを話をしていたんですが、これは全く、村民はできないような、別の図書室ということで、村民の図書館というとらえ方が、構想あるんですからね。この図書室を縮めて、議長、副議長室もどうにか工夫すれば、もう少し縮めることができるんですよ。この議員控え室なんてもう、この面積が分からないものだから、はっきりはあれですけどもね。今みたいに気楽にお茶を飲んで、休憩できるぐらいできるじゃないですか、あまり広々取らなくて。その辺を工夫して、ぜひ監査委員だけの部屋を、わずかでもいいですから。もう秘密に保管できるような場所を、ぜひお願いして、意見を聞いて終わりたいと思いますが、お願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 今の監査室については、基本計画書ができ上がったときに議員の皆さんへの説明をさせてもらった後、大城議員のほうからも意見としていただいて、それを受けて、議会事務局のほうとも相談をさせていただきました。今、面積については、詳細なことは答えることはできないんですが、面積と費用とか、起債関係のものとか、そういった基準的なものを全てここで積算してきたものがあって、そういったものを組めるものと。あと図書室とか、その他、様々なものですね、考慮して。図書室については、委員の皆さんが控え室と、村民が利用するというのは会議室の観点で使えるときがあるというところがあったので、そういった利用の方法だったんですけども、そういったことを考慮しながら、その中でまた工夫ができるんじゃないかという、事務局との調整も含めて、監査室という単独の、毎日使うようなところではないということも意見としてあったので、そういったところを考慮して監査室は設けないと。ただ、利用方法の中では設置ができる場合もありますので、例えば棚とか、あと仕切るものが何かできれば、皆さん意見の中で修正は可能かとは思っています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この評価の部分の公表につきましては、先ほど答弁もありましたように、この概要版のほうで公表は終わっているということで御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 大城佐一議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定により特に発言を許します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） どうもありがとうございます。すみません、終わろうと思ったんですが、今、

概要版ということは、これには何もないですよ。どこに書かれているのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この選定に至っては、評価書のみで決定してはいないというのを以前から答弁させていただいて、総合的に判断してからのものでありますので、そこら辺も踏まえて、また誤解というんですか、そういったものがないようにやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第12号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第13号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第14号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第14号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第15号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第15 議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第15号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第16号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第17号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第17号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、第5次総合計画審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 議案第18号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第18号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月15日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

大宜味村第5次総合計画前期基本計画及び、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間満了に伴い改定する「大宜味村第5次総合計画後期基本計画」と、「大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、施策の整合を図りつつ、計画的な施策を推進するため、一体化した計画を作成したので、大宜味村総合計画策定条例(平成24年条例第1号)第4条の規定に基づき、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは議案第18号の補足説明させていただきます。

第5次総合計画前期計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の期間が今年度内となっております。

総合計画におきましては、大宜味村総合計画策定条例に基づくもの、総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法第4条及び第10条に基づき策定するものです。

本案を提案するに当たり、村長から策定審議会へ諮問を行い、3月4日付で答申をいただいております。

策定内容、手順等につきましては、庁内委員会及び総合計画審議会において、総合計画と総合戦略の一体的な方向性をもって施策を進めていく必要があることを確認し、職員による評価検証、村民アンケートの実施、村政に対する意見を頂戴するなどして策定業務を進めてまいりました。

5年後の人口目標を現行の3,200人を継続し、目標を達成するための指標をKGI・KPIというもので現わさせていただきました。

総合計画の基本目標等につきましては継続し、各施策について、児童・母子（父子）福祉の充実を子育て環境の充実とするなど、時代に即した文言への変更やコロナ禍における環境を考慮した内容への整理を行った内容が記載されております。

総合戦略につきましては、人口ビジョンを意識し、その目標を達成するため、1つ目、大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成、2つ目に、人口増加に寄与する層が満足する住環境整備、3つ目に、村民創意による子育てしやすい環境整備の推進を基本目標と定め、各施策を展開することとしています。

策定の経緯、関係条例等、その他資料も本計画書に記載しておりますが、詳細につきましては、特別委員会において説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する第5次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号については、9人の委員で構成する第5次総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました第5次総合計画審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって第5次総合計画審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時42分)

- 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時48分)

◎諸般の報告

- 議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中の予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に吉浜覚議員、副委員長に安里重和議員。

次に第5次総合計画審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

第5次総合計画審査特別委員会委員長に安里重和議員、副委員長に大城佐一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時50分)

令和3年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和3年3月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年3月16日 午前11時52分)

散 会 (令和3年3月16日 午後0時00分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (1名)

4 番議員 友 寄 景 善

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第 8 号	令和 2 年度大宜味村一般会計補正予算（第 8 号）	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第 9 号	令和 2 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 1 0 号	令和 2 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第 1 1 号	令和 2 年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。委員会、大変お疲れさまでした。
これから本日の会議を開きます。

（午前11時52分）

◎議案第8号～議案第11号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）、日程第2 議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、日程第3 議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第4 議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の4件について、一括して議題とします。
一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 4 1 号
令和3年3月16日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会
委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第8号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）	原案可決 全会一致
議案第9号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致
議案第10号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第11号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（吉浜 覚予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました議案第8号から議案第11号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。
本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査

を行いました。

議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）の主な内容は、沖縄振興公共投資交付金事業などの実績に伴う補正で、1,418万8,000円の減額補正であります。21件の事業等の繰越明許費、19件の事業等の地方債限度額の補正となっております。

議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）2件の事業などの繰越明許費、1件の簡易水道事業の地方債限度額の補正及び

議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の3件については、実績等による減額補正であります。

議案第8号から議案第11号の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第8号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午後 0時00分）

令和3年第3回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 令和3年3月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和3年3月22日 午前10時00分)

閉 会 (令和3年3月22日 午前10時32分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第5号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第 5 号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第 6 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第 7 号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第 1 8 号	大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第 1 2 号	令和3年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第 1 3 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第 1 4 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第 1 5 号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第 1 6 号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
10	議案 第 1 7 号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算	委員長報告 質疑～表決
11		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第5号～議案第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例、
日程第2 議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例及び日程第3 議案第7号
大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の3件について一括して議題と
します。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 5 4 号
令和3年3月19日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第5号	大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第6号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第7号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

- 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第5号から議案第7号までの
3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、及び住民福祉課長の出席を求め、3月16
日午後2時30分からの審査予定を2時間55分繰り上げて午前11時35分から審査をいたしました。

はじめに、議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

住所又は居所の移転により、赴任に伴う（扶養親族含む）引っ越し等に係る費用の一部を支給可能とするための一部を改める必要があるためであります。

主な内容は、第2条旅費の種類に新たな移転料、着後手当、扶養親族移転料を追加し、支給額につきましては、第10条に移転料、第11条に着後手当、第12条に扶養親族移転料を規定しております。また、移転料につきましては、路程に応じた額を支給する事から別表第3を追加している改正内容となっております。

附則としてこの条例は、令和3年4月1日から施行とすることとなっております。

次に議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める内容となっております。

附則としてこの条例は、公布の日から施行とすることとなっております。

次に議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給についての財政支援が再延長されたことに伴い、附則中「令和3年3月31日」を「規則で定める日」に改める内容となっております。

なお、終期については規則で定める日は令和3年6月30日としており、国の財政支援の適用期間が延長となった場合の傷病手当金の適用期間については、延長となった日までとする。

附則としてこの条例は、公布の日から施行することとなっております。

議案第5号から議案第7号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 大宜味村職員の旅費支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第5号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第6号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第7号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第18号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。第5次総合計画審査特別委員会委員長。

大 議 第 5 6 号

令和3年3月19日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

第5次総合計画審査特別委員会
委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第18号	大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	原案可決 全会一致

(安里重和第5次総合計画審査特別委員会委員長 登壇)

○ **第5次総合計画審査特別委員会委員長（安里重和）** ただいま議題となりました議案第18号について、第5次総合計画審査特別委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、副村長、及び関係課長等の出席を求め、3月17日午前10時から審査を行いました。

大宜味村第5次総合計画後期基本計画は（令和3年度～令和7年度）までの5年間の計画的な施策推進するためのものです。

先ず、施策の基本目標・理念は第4次総合計画の基本理念を踏襲しつつ、将来像を「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」として、基本目標は、大きく4つの柱で、豊かな自然が生み出す活力ある村づくり（産業の振興）・健康長寿と子育て・弱者を支える「結」の村づくり（保健・福祉の充実）、歴史に学び人を育む文化の村づくり（教育・文化の振興）、安心安全な住みよい村づくり（生活環境の整備）を基本目標に掲げております。目標人口は、令和7年度時点で3,200人と設定しており、それを踏まえて5年後の人口目標を現行の3,200人を継続し、目標を達成するための指標をKGI・KPIというもので表しております。

総合計画の基本目標につきましては継続し、各施設について、児童・母子（父子）福祉の充実を子育て環境の充実を図るなど、時代に即した文言への変更やコロナ禍における環境を考慮した内容への整理を行い、総合戦略につきましては、4つの基本目標と二つの横断的な目標が設定されております。

人口ビジョンを意識し、その目標を達成するため、①大宜味村らしいワークライフバランスに優れた産業の育成、②人口増加に寄与する層が満足する住環境整備、③村民創意による子育てしやすい環境整備の推進を基本目標と定め、各施策を展開することとの説明でした。

議案第18号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（平良嗣男）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第18号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（平良嗣男）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 大宜味村第5次総合計画後期基本計画及び大宜味村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第18号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第17号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算、日程第6 議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第7 議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算、日程第9 議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算及び日程第10 議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 5 5 号

令和3年3月19日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第12号	令和3年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第13号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第14号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第15号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第16号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第17号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算	原案可決 全会一致

(吉浜 覚 予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(吉浜 覚) ただいま議題となりました議案第12号から議案第17号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を、一括して報告いたします。

本委員会は、村長、教育長、副村長及び関係課長等の出席を求め、18日及び19日の2日間にわたって審査を行いました。

議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算は、総額42億6,625万3千円で、主に、新庁舎建設整備によるもので、対前年度6億4,094万2千円増額の17.7%の増となっております。増額の主な要因としまして、新庁舎建設事業によるものです。

議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、総額4億6,046万8千円で、対前年度比3.9%の減となっております。

議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、総額1億1,941万2千円で、対前年度比52.5%の減となっております。

議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、総額4,165万1千円で、対前年度比9.8%の増となっております。

議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、総額3,806万7千円で、対前年度比10.5%の増となっております。

議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算は、収益的収入475万1千円、収益的支出332万1千円となっております。収入と支出の差額、143万円は長期前受金戻入の額となっております。

さらに、資本的収入5千円、支出168万7千円は建設改良費(送水に係る水道メーターの取り替え)によるものとなっております。

なお、工業用水道事業会計予算を除く、5会計の予算総額は、49億2,585万1千円で、対前年度4億9,757万6千円増額の11.2%の増となっております。

議案第12号から議案第17号の6件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 本議案は、令和3年度大宜味村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,266,253千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。（債務負担行為）第2条、（地方債）第3条、（一時借入金）第4条、（歳入歳出予算の流用）第5条と続き、各条項で取り決めが示されている。また、議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算説明資料が議会招集日に「議案」とセットで議員の手許に配布されている。これは、議員としては開会されて初めて議案に目を通すようでは審議の徹底を期せられないからである。また、議長においても審議の能率化と徹底を図るため、議案や説明資料は、議事日程とともに早く議員に配布して、議案の事前検討ができるよう議会事務局に手配させることが望ましいこととしている。しかし、以前に準備されていた村団体等補助金計上に関する資料が準備されてなく、予算特別審議委員会で調整して、議長から村長に各種補助金一覧を配布して、各補助団体の資料は各議員で必要な補助団体の補助金に関する資料を提供するように要求したところ、受け取った資料には、予算計上願いはあるものの、交付を受けようとする補助金の額と村費補助金の予算額が合致しないものや団体の事業活動計算書や実績報告書等の資料が無いのもあり、議会で補助団体の活動実績や事業計画の審査体制が不十分であったと言える。しっかりと資料を提供するよう改めて議長から村長に要求するよう依頼するとともに、補助団体の補助金に関する資料は団体の活動報告と方針であり、議会を通して村民への周知であるとも考える。曖昧な積算の予算案は議会や村民を軽視したと思われる対応はあってはならないことである。

よって、補助団体の補助金に関する資料は団体の活動報告と方針であり、議会開会前に村団体等補助金計上に関する資料の配布されることなく、説明資料に目を通すことにより審議の徹底を期することを阻んでいる。また、曖昧な積算の予算案に対して反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第12号 令和3年度大宜味村一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第13号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第13号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第15号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。
したがって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告に対する質疑

を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

休憩します。

(午前10時30分)

○ 議長(平良嗣男) 再開します。

(午前10時31分)

○ 議長(平良嗣男) 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

令和3年3月22日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人員
4月	沖縄振興拡大会議(那覇市)	1名(議長)
5月	北部市町村議長会定例総会(本部町) 常任委員長・副委員長実務研修会(那覇市)	1名(議長) 3名
7月	北部議長会先進地行政視察研修(四国) 北部市町村議会議員研修会及びスポーツレク大会 (国頭村)	1名(議長) 全議員
8月	県町村正副議長・正副委員長研修会(読谷村) 北部市町村議長会定例総会(大宜味村)	7名 1名(議長)
10月	県町村議会議長会定例総会(那覇市) 県町村議会議員、職員研修会(糸満市)	1名(議長) 全議員
11月	町村議会議長全国大会(東京都)	1名(議長)
12月	北部市町村議長会定例総会(恩納村)	1名(議長)
2022年1月	町村議会広報研修会(那覇市)	4名
2月	北部市町村議長会定例総会(名護市) 県町村議会議長会定例総会(那覇市) 県町村議会議員、職員研修会(嘉手納町)	1名(議長) 1名(議長) 全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員